

時の楔通信

第 15 号

一九八六・七

〔序〕

この号では、裁判過程の契機となったテーマごとの系列での叙述を試みるが、それは、裁判過程が一、二、三審を上限の向こうへ越境したり、全審に拡大したり、民事二審から刑事一審が生じたりという風な構造が特に強まっているために、各裁判所ごとの経過として叙述するよりは展開の具体性に迫りうるからである。

ただし、前号までの各系列の全てを同じ質と量で扱うことが困難であり、次の機会にまわさざるを得ない系列や、この号では、基本的な経過しか示せないテーマが、むしろ多い。

また、本来なら、これら全てと対等な別のVテーマに関する作業をしたいと感じつつ、時間や表現の稜線と格闘していた。だから読者の目の前にあるのは、不十分な、不気嫌なA公務Vにあたるものかもしれない。とはいえ、本来的な表現が別にあるのではなく、ここに具体化しているものが、不可避的な環の一つをなしていることは断言できる。

A三六七を媒介する裁判過程

α 第一次仮処分申請

自主ゼミ実行委から行われた仮処分申請に対する最高裁の第一次の却下決定は、八四年三月二十九日（第三小法廷）であったが、その後第n次の特別抗告が、申請却下（A）についてと、各小法廷の審理関与忌避（B）について展開されている経過は前号までに記した。

（A）の各段階の特別抗告に（B）が併合されており、（B）自体にも、各小法廷の審理関与忌避の（B）が含まれており、論理的には最高裁を無限性のワナに追いつめている。

最高裁は（A）について第三小法廷が第四次の却下を八五・一二・一九付で、（B）について第二小法廷が、第一次の（A₁）に対応する（B₁）についてのみ第四次の却下（前号に補足すると、第三次却下は八五・一・二五、第四次却下は八五・一二・二〇）をしてきている。（B）の各段階に対して決定を出さない限り、その段階の（A）に対して決定を出すことは不可能なのであるが、それ自体の指摘と批判が司法制度のアキレス腱に打撃を与えているからこそ、n次の違法性や論理的矛盾を犯しても却下し逃がしたいのであろう。「最高裁の決定に対しては、更に不服を申し立てることは許されない。」という画一的文体によって。

これに対する反撃は、最終的には、最高裁自体とのA団交Vおよび、それを実現しうる状況の具体化であるとして、それに至る過渡

目次

A三六七を媒介する裁判過程	
α 第一次仮処分申請	2
β 第二次仮処分異議	2
γ 明渡請求本訴	3
δ 強制執行に関連する裁判過程	15
制裁と起訴	20
処分を媒介する裁判過程	
判決公判紛争	31
人事院審理再開請求（第一次訴訟）	34
人事院判定取消請求（第二次訴訟）	35
国家賠償請求（第三次訴訟）	35
河村公判と関連するテーマ	35
神戸大学闘争を媒介する裁判過程	37

一九八六年七月一日

時の楔通信発行委員会

（連絡先は前号参照）

の中で、さまざまなテーマ、とりわけ自らの表現の根拠の対象化の媒介として、特別抗告のn次性を位置づけることはできる。α系において、従って全A三六七系の発端から持続的に、このn次性の表現を追求してきた坂本氏は、前記の（A）、（B）の第四次の却下に対して、（A）については八五・一二・三一付で、（B）については八六・一・二四付で、それぞれ第五次のA同一V文体（γ忌避系ともA同一Vであり、この号三ページ参照）の特別抗告をおこなっている。

「抗告理由は、特別抗告受理通知があつてから提起するが、その抗告理由は（前記の）却下理由ならびにその依拠するあらゆる根拠の憲法違反（をふくむ）違反」を展開するものである。それを把握せずテープレコーダーの如く右の文をくり返して最高裁判所自体の解体を立証せぬよう、あらかじめくれぐれも警告しておく。

この文面の（前記の）にあたる部分は、最高裁決定文を、そのままコピーしたものであり、また前記の「」中の文面は、n部コピーされている。今後、どのようなn次の持続にも耐えられるように準備されている。このプランは、私たちのとりうる方法の極限の形態の一つであろう。同時に、この形態の最終性を、そこにこめられた苦痛のしさを包括しつつどのように運動させるか、の問いであるともいえる。

β 第二次仮処分異議

次項のγについては京都地裁第四民事部が八五年一月二八日に判決を強行しているが、βについては、同年二月二七日の判決予定は

第五民事部によって延期されたまま期日未定である。この意味については、前号一八〇一九ページでふれた。その後に入手した執行記録によると、八三年七月二日にβ仮処分決定により、A三六七への仮処分が現状保管のまま執行（開始）され、八五年二月一日にγ本訴判決による（完了形の）執行がおこなわれたことが示されており、βとγの権力による包囲の構造が明らかになっている。

松下と浜本の忌避に関する経過テーマは、八六年七月段階では前号のままであり、忌避の確定、および一審判決は宙吊られている。そして、この宙吊り性には、前号でふれた権力にとつての必要度の他に、松下らの申立位相（それぞれの段階の裁判所が、自らの独断のみによっては決定を出せないような提起の構造）が一定の威力をもっているであろうことを付記する。具体的には、忌避申立（A）と、審理関与忌避（B）の同時的展開を、訴訟費用、受理方法、β仮処分公示標破棄のテーマと交差させる提起方法と関連している。

とはいえ、いつでも強行されうる判決に対して私たちが殆ど方針を具体的にもち得ていないことの重さが、A三六七テーマと対極にあるもの一つ、例えば、東アジア反日武装戦線に対して迫っている上告審判決の確定→死刑執行への阻止方針を殆ど具体的にもち得ていないこととの関連で問い返されねばならないだろう。判決そのものに対して、という以上に、裁判過程総体と拮抗し、破砕していく現実的な力の八欠損Vが何から来ており、どこで転倒していくかの問いに、どのようにかわり得るか……？

Y 明渡請求本訴

一九八三年一月一八日から一九八四年一月二八日の日付をもつ

立内容の重大性から逃亡するために、第九民事部は、五・二八付で前年〇六・一〇〇付の特別抗告に対して却下命令。松下は〇六・八〇付、〇六・一七〇付で第一〇二次の〇異議〇再審〇忌避〇申立。以上の経過は、補足的素描にすぎないが、京都地裁に対する忌避の過程が、本件の審理の二審への移行という権力的時間性と抗しつつ、自立した本質的な審理の場を展開していることを示している。

一方、大阪高裁における控訴審は次に記すような激動に突入した。

一九八六年一月二三日（第一回公判）

松下から〇一・六〇付で、坂本、浜本の二氏から、それぞれ一・一三付、〇一・一三〇付で控訴申立理由書（註——本来は裁判所から提出を要請してくるのであるが、今回は、すでに審理しないことを前提としているためか、要請がなかった）、控訴人側から自発的に作成した。）を提出し、一審の審理〇判決〇強制執行の誤りを多くの証拠によって立証する意志表示をおこなった。また、公判直前の医療的条件で出廷しえなくなった松下は、提出文書を補充して次回に陳述したいから、一・一三には陳述扱いはしないでほしいと要請した不出頭届を山本氏を通じて提出した。

鈴木さん（不出頭）からは文書の提出はなく、竹中みな〇千恵子を含む（自主ゼミ）実行委から共同訴訟参加に関する昨年一一・二二五付の控訴状却下命令（高裁第六民事部）への反撃と併合的に〇一・二二〇付で裁判官（石川、堀口、小沢）および書記官（斉藤）への忌避申立をおこなっていた。

第一〇〇七号法廷では、坂本、浜本の二氏が控訴人席について段階で裁判長（石川）から、不出頭者については控訴状を陳述したも

京都地裁第四民事部に対する忌避申立群の構造は、前号一九〇二二ページに記した通りであるが、その後の経過を含めて補充すると、（1）について、八四年二月二〇日の却下。〇八五年一月二〇日〇付の第四次特別抗告は、同年二月一九日付で却下（第一小法廷）。これに対する第五次の特別抗告が〇八六年一月二四日〇付でαの二つの第五次特別抗告と〇同一〇V文で提起されている。

（4）について、忌避審理条件（b）に関連して〇八四年一月九日〇付で京都地裁第三民事部に対しておこなった忌避の第四次の特別抗告が〇八五年二月三〇日〇付で、また、原初的に京都地裁第四民事部に対しておこなった忌避（a）の書記官に関しての第二次却下（第一小法廷）に対する〇八六年二月七日〇付の第三次特別抗告が先述のαの二つ、（1）と〇同一〇V文で提起されている。この〇八五〇Vの〇同一〇V性の発生時期〇必然、今後の止揚方向は、αの最後に記したこととの関連でも大きいテーマになるであろう。

（6）について、松下の〇八五年一月二四日〇付の忌避〇特別抗告に関する〇七月五日〇付の訴訟救助申立に対して、十カ月をへて八六年五月二二日付で大阪高裁第九民事部は疎明資料未提出を理由に却下した。松下は、〇五月二二日〇付で、前記申立の記載内容自体が周知の事実性に基く疎明であり、補正命令等の手続なしに下するのは、憲法三二条等に違反する、と再審を申し立てた。補充的資料として、昭和六〇年度の総所得が七五万円であることを示す区役所の書類、東京地裁判決期日である昭和六〇年一月一五日付で弁護人の小野氏が作成した〇一〇三〇三審の弁護料としての〇一〇万円（松下の保釈に関する現金の総額に対応し、〇次の関係性から〇八借りて〇いるもの）の領収書の各うつつしを添付している。この申

のとみなす、という発言があったので、竹中さんから、忌避申立がなされており、松下の次回陳述の意志もある、と発言しつつ傍聴席から控訴人席へ移動し、訴訟指揮を原点にもどそうとした。それによって書記官（斉藤）が忌避の存在を裁判官にも伝えていなかった経過が暴露されたが、裁判官は竹中さんについては止むをえず審理を停止したものの、他の四名については進行を（結審のために）させようとしたので、坂本氏から異議申立（却下に対してさらに二重の異議）をした。裁判官は、異議理由を文書で出せといつも、文書提出前に分離進行を強行しようとしたので、坂本、浜本の二氏から第三次の異議。無視して四名について陳述扱いとする裁判官に対して、竹中さんから口頭で異議〇忌避。裁判長は、竹中さんは停止中だから、と受理しないが、三名の控訴人は訴訟指揮の誤りをそれぞれ明確に指摘し、裁判官らは合議すると称して退廷。しかし再開後、いきなり次回二・一〇〇に判決をすと言いだしたので、竹中さんから口頭で第二次の異議〇忌避。裁判官は無視して立ち去り、書記官は退廷を要求する中で、この公判が一審以上に裁判所による非法的判断〇執行の場になりそうな予感が深まった。竹中さんは〇一・一五〇付で前記の異議〇忌避理由かつ補充書、また〇二・一〇〇付で証拠調べと弁論開始請求①、〇三・一一〇付でさらに審理の前提に関する申立書を提出。

一・一三を媒介する忌避や出廷の仕方が、五名の控訴人について、それぞれ異なっていることは、権力の想定するような均一的集団でないこと、差異の根拠の逆用こそが〇V闘争の方法の一つであることをも示しているのであるが、さらに付け加えるこの方法は、対権力水準のみならず、より深い経過と必然からも規定されている。

その深さを暗示するのは、鈴木さんの連絡不可能性およびA三六七公判を含む全八ノ過程へのかかわりの放棄とみえる状況であった。それゆえ、竹中さんを媒介する忌避を突出させつつ、八行方不明ノ鈴木さんを媒介する控訴へのかかわりや忌避の総体的展開の条件を第一と二回公判のスキマに創出することが緊急に必要となっていた。

一九八六年二月一〇日（第二回公判）

前述の困難さと格闘しつつ、二・三ノ付で松下から裁判官に対して、二・八ノ付で坂本、浜本の二氏から裁判官と書記官に対して忌避申立がなされ、二・九には六甲で、松下、竹中の要請により参加した札幌の根本氏（鈴木さんと同居）を含む連続シンポ参加者十数名による会議が開かれた。昨年一・二四以来はじめて連続シンポに参加した根本氏（出産を五月下旬に予定している鈴木さんは現われず）に対しては鈴木さんの忌避申立書を二・一〇に提出すること（具体的には、竹中さんの要請で、鈴木さんは、訴訟行為を竹中さんへ委託するという文書を根本氏を介してとどけたので、二・九夜の六甲で八鈴木ノ付が作成し、二・一〇開廷前に竹中が提出した。）および、A三六七判決粉砕の深さで、根本氏が生活ノ存在の根拠を八A三六七ノ性場に連続させようか、の二点が提起された。同時に、かれ（ら）に対してのみならず、各人が圧倒的にみえる判決強行（国家の力）と、出産過程（自然の力）にどのように抗しつつ、名づけえない抑圧力の構造総体と戦うかを苛酷に問われたのである。

二・一〇に判決を強行したい大阪高裁は、松下の二・三ノ付の訴人の項には、松下 昇（不出頭）とのみ記されていたことからすると、裁判所側は、松下からの忌避は二・七で却下したから二・一〇に判決を強行しようとはしたものの、松下の二・九ノ付申立や、坂本、浜本の二・八ノ付忌避（開廷直前に郵送分が届いていることを確認させた）、鈴木さんからの（前夜の討論をへて仮装的に作成し二・一〇提出）忌避の表現群、さらに二十名以上の参加者の氣迫に押されて延期したのであろう。

真の八法廷ノ付は、裁判官が立ち去った直後の法廷で開始され、前夜に連続して、根本氏を媒介するテーマが討論の対象となり、次回三・二四まで根本氏（や鈴木さん）が、どのようにこの瞬間のテーマをA三六七性の本質との関連で持続するか、が問われた。参加者を均一集団とみなして排除しかけた警備員らは、その後の根本氏をかこむ身体的衝突を含む討論の激しさ、所持品の自主管理（根本氏が八岡山ノ付で次回まで生活し、討論を深化させるため）を實行していく過程に理解を絶する表情で介入しつつ庁舎外へ排除し、参加者のそれぞれも、鈴木さんの八五・一一・二四いらいの立ち去り方（註―第八一四ノ付二八ページ参照）を転倒しつつ、この公判への出廷ノ展開をまだ実現させえない自他の八非ノ力に絶句しつつ、次への媒介を必死で模索していた。（参加者各人のレジュメは必録表現である。）

財布が八うばわれたノ付で、歩いて、前夜の宿泊場所である六甲へ向かおうとする根本氏と、かれ、および、かれ以上の何か巨大な壁に追いつがる学生諸君らは、交通ノ（意志）連絡手段が解体した時の原初的感覚をこめて、土地カンのない道をノ駅分八六甲ノ付へ歩き続け、また、竹中さんは、根本氏よりも先に鈴木さんに、この日

忌避を、二・七付で却下（第一〇民事部）したが、その理由は何と「主張自体が理由にならないから」という一行のみであった。これに対して二・九ノ付で却下理由自体が審理原則ノ思考原則の普遍性に反するとして異議（即時抗告）申立書と、第六民事部に対して二・一〇開廷の条件がない、とする申立書を日曜宿直の職員を通じて提出した。また、判決強行に対決する過程を、任意の、予備知識のない人にも開示しうる問答形式を仮装するピラ群が準備された。筆蹟や、自然数の連続ではない番号のつけ方や、配布のイメージには現段階の大学闘争に参加している学生諸君の創意が生かされており、圧倒的な困難さにみちた虚空へ半歩でも踏み出していく武器としても構想されていた。（二回覧ノ配布）

権力にとっては、参加者たちは全体として共通の反権力意志をもつ集団にみえるであろうが、一人一人の参加の根拠は、極めて多岐にわたっており、やむをえず何かの重力によって参加しているもの、昨年来の岡山大学祭連続シンポジウムのテーマを法廷で展開しようとするもの、二・一〇法廷で学期末試験を行なうことを大学当局や法学担当教官に宣言してくるもの、より広く深い八法廷ノ付で、さり気なく子どもと遊ぶもの、などがあり、その領域は権力の想像を絶するほどの構造をもって波動していた。参加者の共通性があったとすれば、参加の目的が自己にとって最も判らないとしても、対権力と同等の、存在領域のテーマ（具体的ヴィジョンとして突出している場合もあり、全く不確定な場合もある。）の激突を権力の眼前で否応なしに展開してしまわざるをえない必然において、一すじの共通性をもっていったといえよう。

公判調書には「判決言渡延期」と一行しか記されていないが、控の経過ノテーマを伝えつつ討論するために札幌へ飛んだ。根本氏は翌一日夕方に住居にもどったが、竹中さんの姿をみて去り、竹中さんは鈴木さんとの討論を一二日までおこなってから京都へもどったが、だれの胸をも今後の展開が殆ど視えない吹きさらしの断崖の感覚が圧倒していた。

一九八六年三月二四日（第三回公判）

前回公判以降の激動は、裁判過程をはみ出し、はみ出す領域ほど重要性を示してくるが、主要な日付ノテーマを列挙していくと、三月四日 日本基督教団教師検定試験会場（京都）に、八四年いらいの八宗教ノ付に関するテーマを、山系にたとえれば、その両面から新しい視点によって把握しなおすべき、という、松下（現段階では非存在する必然と、それゆえ可能にもなる方法的提起を開示）を含む討論をへて、不可避の持続性をもつ山本氏を中心とし、岡山からの連続シンポ参加者や、京都で独自に共通するテーマに接近してきた浜口氏（かれを含め、六九年当時は十才以下の年令であった人が多い）が八共同受験ノ付を試み、提起にたえず規定通りの試験を強行しようとする検定委から答案用紙の一部を八自主管理ノ付した。その後、教団から、答案の返還要求や厳重注意（除籍処分などをすると逆用されるのを怖れて？）をする旨と推定される内容証明便が山本氏にとどくが、全参加者総体の位相での討論をふまえて届けよ、とする仮装受験者団との間で、未開封のまま往還をくりかえしている。また、先述の浜口氏は、その後も秋の検定試験へ、教団内部からの真の八信仰ノ付者たち（とくに門司大里教会に出現しつつある）と共に、これまでの教会ノ教区ノ教団の全ての關のテーマを横断的に開

示して参加しつつある。一方、本質的には死滅した教団と教区（九州および兵庫）と門司大里教会信徒（既成の形式的安定を求めめる多数派）は、山本氏に集中攻撃をおこなって、仮装牧師としての活動の最も重要な拠点の一つである門司大里教会から排除する策動をおこない、これに対しては、これまでの闘争方法以上の、すなわち、個々の文書や行為による反撃より深い存在的対峙（例Ⅱ生活拠点の宝塚から北九州への移動）も考慮の範囲に引きこまざるを得なくなっている。このテーマは、岡山の学友会情況（註——この号二二ページ参照）や徳島大学闘争の総括テーマ（註——この号二〇ページ参照）や鈴木Ⅱ根本テーマ（註——この号の多数の個所にある）等との関連で、私たち一人一人の生活と存在様式の変換を、全情況と拮抗しつつ全幻想領域にわたって展開していくべき必然を示している。たとえ今すぐ、移転や巡礼が具体化しないと、その深さのみが一瞬ごとの生活と存在様式の永続的△▽性を創り出しているのだから。ところで、教団と宗教テーマの切迫は、ふしぎに裁判過程の切迫の序曲になっていることがあり（一九八四年一月の教団総会と二二・一七東京高裁）、今回も二・一〇の△自主管理▽をへて、三・二四の△なにか▽を告げつつあるかのようであった。

三月二日 松下が岡山で二つに要約できる提起をした。一つは、前年九・一〇付で拘束者を根本氏、被拘束者を鈴木さんとして出された人身保護請求事件（註——一一・二九付で札幌地裁が却下し、上訴は八六・二・二五付で第二小法廷が却下し、三・一四付で浜本さんの筆蹟による異議及び（再）審理請求が出されていく）や、前回二・一〇公判を媒介として噴出しているテーマを追求する

準備会と高尾紀代さんのやりとり、その行きづまり、これを止揚するための準備過程、三・一一付の高尾紀代さんから松下（連続シンボ）としても設定された二・一〇大阪高裁に非存在したから、次回シンボの提起条件はあった。への開催条件の委託……という回路をくぐってなされておられ、各参加者の生活や活動の空間性についても三・二〇東京を含む、あらゆる場の関係性への射程をこめているものがあった。

三月一四日 坂本氏と鈴木れい君が、札幌の根本、鈴木両氏の住居へ巡礼。かなりの心身の内ゲバ状況。

三月一七日 松下が札幌へ巡礼。たんに、このテーマに関してのみならず、六三年の表現△北海▽以降の自らの表現の根拠の対象化の作業の中で、現情況総体のテーマや、鈴木Ⅱ根本テーマへのかかわり方をもとらえかえすためであった。松下は、三月一八日に、言葉や行為の閉塞的矛盾自体の対権力と存在への応用方法を示唆しつつ情況の△岬▽をへて、先に三・二〇法廷へ出立した。

三月一八日 松下と入れちがいに、RB（β）公判をへて浜本さんと△岡山 学▽氏が札幌へ巡礼。

三月二〇日 この日の早朝まで続いた討論をへて、というよりも、討論を支える条件の深化が、この日の東京高裁公判（註——この号三二ページ参照）を時間性の滝として問われており、かつ、鈴木れいの委託を提起する△岡山▽の存在があったという条件を生かしつつ、鈴木、根本、れい、△岡山▽の四氏が東京高裁へ巡礼してきた。前年十一月五日の一審判決の直前の十一月一日に、鈴木さんが、弁護人の事務所で作成した上申書原案で、中尾さんの行為に

ためには、もはや文書等による提起のみではなく、相手の生活する時Ⅱ空間や関係性を共有しつつ（かつ自らの生活する時Ⅱ空間や関係性を根底から検討しつつ）討論ないし、その前提条件を実現すること。まず、鈴木さん達のテーマと深い具体的かわりのある坂本氏（註——他の人は、今は方法的にしかかわれない）こそが、七三年乞食巡礼以降の全テーマについて、相互批判の公開条件を深化させるためにも、五才のれい君のみを同行して札幌へ行くことは不可能か、という提起であった。

もう一つは、八五年の岡山大学祭連続シンボジウムを媒介して、前記の教団テーマや対的テーマを含む、あらゆる個々関係性テーマにかかわってきた人、とくに在学生諸君に対して、三・二四を喩とする裁判過程の情況への△切符▽としての参加と忌避申立プランを過渡的な文型案（註——回覧△応用歓迎）と共に提起したことであった。これは、六九年以降の闘争に関する全資料を把握してから裁判を含む諸テーマにかかわるのではなく、自らの任意の切迫テーマと対等に、まず情況の設定する場へ参加しつつ、その場と自らのテーマを双極変換させるための方法論であり、かつ、二・一〇参加者によるピラ配布等をへて予測される警備のエスカレート（例Ⅱ自らの裁判に関するもの以外のもち込みを許さない）に抗して、その向こうの△法廷▽を占拠していく媒介としての役割りをもたせようとした。

二つに要約される提起は、八五年末以降の連続シンボの開催条件として確認されていた事項、すなわち討論参加の困難さ、テーマの内閉的傾向の突破のために、△次▽回のシンボは、△前▽回の欠席Ⅱ非存在者から設定してはどうか、という松下提起、これをうけた

深くかわかる自分の証言なしに判決も、今後の自分の生き方もありえない、とのべていた（註——この原案自体は、中尾さんの意見で提出を宙吊られ、弁護人の記録の中に眠っていた期間をへて、八六・二・一七のうち合せ会議の際に、はじめて小野氏から松下へ渡された）後に鈴木さんが、一月二四日夜に岡山から去っており、その後、二月一〇日を含む激動をへて現在に至っている振幅の総体の現場検証が、東京においても開始されたのである。法廷では、この号三二ページに記したような経過をたどるが、鈴木Ⅱ根本テーマにしばってのべると、開廷前および開廷後になされた討論により、弁護人が鈴木証人の採用を辛うじて申し立てる決心をしたにもかかわらず、裁判長は、それを上まわる強硬な新訟指揮で認めず、松下の忌避を含め、発言さえも禁止した段階で、被告人からの△逆判決▽宣言による法廷や判決の解体があり、これに拍手した鈴木、根本氏らへの退廷命令、警備員と被告人の乱闘、松下の負傷という事態が審理水準を突破する非人称の△証言▽となり、かつ、鈴木、根本氏らが三・二四大阪を含む△▽過程へ、これまでの水準の感性を超えた関係性把握で巡礼し続けていく契機となった。

このような経過をへて三・二四公判の前夜に、六甲で前記の東京高裁を（その後、横須賀の中尾さんの△不在▽の部屋、深川教会の戒能氏、竹中さんや子どもたちの生活空間を）巡礼してきた人々や札幌から鈴木さんたちより後で、それぞれ別に出立した坂本、浜本両氏、二・一〇以来の参加者の主要部分による会議が開かれた。存在領域のテーマと対等に展開すべき対権力テーマは、二・一〇の絶句的な、苦痛にみちた緊張とは逆方向の、何かへの序曲ともいうべき、かすかな解放感を帯びて把握されはじめる気配があった。とり

わけ、三・二三〜二四に作成され、開廷前の訟廷受付へ、五才の鈴木れい(補助参加人II岡山 学)と共に佐藤登代、山内峰子、山内聡子、佐藤守夫、浜田陽介、甲斐紫電、大森大悟、森田健作、小松秀則、堀里 正、野口恵子の各学生存在および、法廷で公判の当事者である永里、山本の各氏からはじめての体験の深さをこめて提出された参加し忌避申立表現群は、A三六七公判に比べてのみならず、一六九〇年以降の八、V闘争過程に比べて画期的な意味をもっており、当日の開廷までに提出された表現(竹中まいと千恵子を含む(自主ゼミ)実行委、坂本氏、浜本さん)の、それぞれの多岐にわたる参加し忌避の構造と共に、三・二四公判の位置II運動エネルギーを極限まで高めていた。また正午前に、次に掲載する表現の原本が書記官室に提出された。

判決不可能性に関する申立書

松下 昇 を含む仮装被告団

一九八六年三月二四日

大阪高裁第六民事部へ御中

一、三月二四日第三回公判への呼出状は松下 昇に送達されておらず、判例や学説からも判決言渡は不可能である。それ以前に実質的な審理を全くおこなわず、第一〜二回公判調書の記載に対する異議申立や、忌避申立および費用に関する公開審理申立に同じなまま、松下に關してのみ判決言渡を強行するのは、何重にも裁判(というより)存在V根拠追求の原則)に反する。

二、松下に關しては、忌避申立却下決定(二・七)に対する異議(即時抗告)申立について何の決定も出されていず、忌避申立は確定

していないから、この点でもすでに三・二四の公判は成立しえない。さらに、忌避申立は他の本件参加者の忌避申立と相互に深く関連しているから、総体の忌避申立群の確定まで、いかなる公判も成立しえない。

三、この申立は、十数年の八、V闘争をくぐってきた仮装被告団総体によってなされつつあり、仮装被告団会議は切迫する諸テーマと格闘しつつ、この瞬間にも持続している。その過程で作成し提出される参加し忌避申立群とこの申立の併合審理し申立の実現を要請する。

この表現は、前夜の討論参加者の任意の人から松下の代りに提出することが、松下から提起されており、ここには提出時に公判期日の告知をさせない戦術的意図と、参加者総体の表現として提出する方法論がこめられていたが、実際に提出しに出かけたのは、二・一〇段階からは予測しがたい根本氏であった。

一方、裁判所側は、嚴重な警備をしつつ、判決言渡をねらっていたが、直前の前記の申立によって動揺しはじめた。とはいえ、判決の延期でなく、審理の開始こそが申立人の主張の基本であることはいうまでもない。しかも申立人は裁判の枠で、このような主張をするという以上に、A三六七性のシンポジウム(ギリシャ語源では酒宴の場での討論)に裁判を引きこみつつあった。

法廷の経過は、公判調書によると、

「判決言渡しの延期について、裁判長の発言中、控訴人(松下)は、『裁判長、審理しろ。』などと暴言を怒号しつつ立ち上がり、やにわに日本酒入り紙バックを裁判官席目がけて投げつけ、同時に約二〇

名の傍聴人は総立ちとなり、内数名の者は、傍聴席から突進し始めて、廷内は騒然となる。このとき裁判長は、在廷警備員に対し、傍聴人全員に対する退廷命令および控訴人に対する拘束命令を発令した。」

前記の文章は極めて不十分不正確であるが、それでも八になにかVが限界を越えて飛翔していることは感じられる。拘束後の制裁II監置二〇日(松下)、拘束時の「公務執行妨害」による逮捕し勾留し起訴(根本)および関連テーマ群については独自の項として(この号二〇ページ等)記述するが、ここでは八三・二四Vが、権力と存在領域の総体の矛盾に対して、こちらからの時II空間の戦場を創出し、テーマを主体的に獲得していく戦略の具体化でもあったことを示唆しておく。

一九八六年四月二八日(第四回公判)

前回以降の激動は、A三六七公判の分水嶺ないし総体性を予測し上の拡がりにおいて各人と権力に示唆しており、その拡がりの斜面において今後の展開し応用が可能になっていた。

公判当日の極立った特性は後述するとして、公判過程を一つの有機体とみた場合の開廷前の諸条件が、どのようになつていたかを確認しておく。

① まず開廷を不可能ならしめる忌避については、一・八の付の

竹中まいと千恵子を含む(自主ゼミ)実行委の忌避に対する三・二六付却下決定(第九民事部)と一四・二八の付の特別抗告。

(その後、一六・三の付で忌避理由と特別抗告理由の補充書を提出)と二・三の付の松下の忌避を却下する二・七決定後一・二

九の付の異議(即時抗告)に対して第一〇民事部は反応なし。(のちに五・一四付で特別抗告としての受理通知をしてくるが)五・二一の付で、受理の仕方の批判を含めて申立理由書を提出)と二・八の付の浜本さん、坂本氏の忌避に対しては、手数料未納(特別送達によらない催告をするという欺瞞的方法をとりつつ)を理由に四・四付で却下命令(第一二民事部)。一四・八の付で坂本氏から異議し即時抗告および浜本さんから一四・八の付の異議(即時抗告)申立、一四・二八の付で全ての本件忌避申立群にかかわる同位相の異議(即時抗告)申立と併合審理せよという請求。鈴木さんの一・二九の付忌避に対する一・一七付補正命令(第一民事部)が鈴木さんから竹中さんへ委託されたので、一三・八の付で鈴木さんを仮装して手数料を媒介する口頭弁論し証拠調の請求書を提出した。これ以後の四・七付の却下決定は札幌へ送られたが、受取人不在で返送し確定扱い。

② 三・二四を頂点として噴出した参加し忌避申立群に対して、四・二一付で第六民事部は画一的な文体で却下決定を出した。理由は、申立は参加手続の形式をとるが、実質は訴訟当事者でない者による忌避であり、民訴法四〇、四二条の適用は排除される、というのである。ここには前記①や、これまでの全訴訟指揮の欺瞞が重重に集積している。この決定に対してそれぞれの位置から異議(即時抗告)がなされた。はじめての試みの人々を含めて、三・二四を契機として独自の表現を(仮装の氏名や送達先に関連するテーマの追求を潜在させつつ)展開しえなかつた試みが、逆バリエーション後の裁判過程で、しかもA三六七空間を直接は知らない

人々によってなされている意味は大きい。

ところで、竹中まいと千恵子を含む(自主ゼミ)実行委からの
三・二三の付の補助参加申立については、審理条件として関連
忌避総体への判断の後に判断せよと要求していることや、竹中さ
んが(実質上の分離になっているとはいえず)控訴人の一人である
ことの影響もあってか、四・二二付で、法律上の利害関係がない
と前記決定とは別の理由で却下。これに対しては四・二八の付
で開廷前に異議即時抗告申立書を提出した。

また坂本氏は、惠務(註——乞食性としての自己を表示する際
の記号mに対応する。)の名で三・二四の付でおこなっていた参
加と忌避申立のある偏差性を、その後、より包括的に対象化して
いく意図をおそらくこめつつ、前記についての四・二五付の異議
(即時抗告)と特別抗告および新たな四・二六付の忌避を提起す
ると同時に、坂本の名で②に記した全ての却下決定群に関する異
議即時抗告および四・二八の付の新たな忌避を提起している
のが重要である。

③ 四・二八は竹中さん以外の四人に対する判決言渡の期日とされ
ていたが、この分断を本質的に突破するために四・二六の付で、
「一件記録の誤り、欠損について①」が竹中さんによって準備さ
れ、四人の子どもたち及び四人の控訴人と連名で四・二八に提出
された。これは直前までの厳密な記録閲覧と謄写と応用作業にも
とずく四・一九の付、四・二六の付の「判決文不送達に関する
報告書」(1)、(2)を含んでおり添付されている根本、深津
岡山の各報告書と共に一審判決文の不送達の経過(八五・二・一
強制執行の違法性を完全に明らかにしている。この作業は、A三

媒介して

六七裁判過程を各参加主体の住居性や移動の根拠をも逆に問いか
えすものであり、また、鈴木さんや根本氏が具体的に共闘しうる
媒介としても構想されていた。この努力に依りて、鈴木さんは持
続的に八V過程に参加しはじめ(基本的契機と条件は、三・二二
四以降の根本氏の勾留持続のため、札幌にもどれないことである
としても、次第に巡礼過程での出産と八V闘争への、より深い
共闘を決意しはじめていた)、根本氏も竹中さん達の要請に依り
て四・二四の付で四・二八公判への証言のための出廷を求める
申立書を大阪拘置所から提出した。

前記の①、②、③の諸条件に包囲された第一〇〇七号法廷内外の
八三・二四Vの恐怖がさめやらぬ警備員らは、八非V存在して、よ
り高次の現場にいる松下の姿をさがして卑小な警備ロボットにす
ぎない実体をさらし、眼前の八松下Vらには、所持品をはずけな
いと入廷させなかった。開廷後、裁判長(石川)は、提出された竹中
みなと千恵子を含む(自主ゼミ)実行委、坂本、坂本の各氏からの
新たな忌避申立を含む全表現を受理せず、判決正文(竹中以外の四
人の控訴棄却)を言い渡して退廷しようとした。その直前に竹中、
坂本、坂本の三氏に退廷命令を発し、裁判官の退廷後に坂本、坂本
の両氏を警備員が拘束した。法廷で宙を飛んだのは書類、ビー玉、
硬貨を含むのであるが、拘束後の制裁II監置二〇日の理由との関連
を問う根拠を裁判所はもちえない。このテーマに関しては、独立し
た項目(この号二〇ページ)でのべる。

同じ四・二八に公判参加者の不在をねらったかのように岡山大学

で学友会の幹事会が開かれ、八五総務委の考古問題の執行(の根
拠にある八坂本一派Vの現在の大学闘争の展開)に対する不信任案
が、新左翼系を含む雑多な秩序派グループから提出され、圧倒的
多数で可決された。(註——決議方法や根拠には本質的疑義があり、
その後も既成事実化させないための試みが、六・二八付の八五年度
総務委員II大鳥 浩氏を可視的な原告、学友会委員長を被告として
四・二八決議無効と地位確認訴訟の提起と共に、日常のかつ実践的
におこなわれている。)七三年処分乞食巡礼をへての学友会におけ
る坂本氏の仮装労働が、大学機構のまっただ中で大学闘争の総括と
応用の道を切り拓いてきた過程は、一〇三通信と各号で圧倒的に
示されており、一六九と段階を知らない世代にも深い共通感覚を
よびおこし、その成果ゆえにこそ、さまざまの形態をとって八坂本
一派Vへの排除の動きがあるし、排除者は、自分のみにくさを鏡に
うつし出すような八坂本一派Vに対して存在的な嫌悪感を抱くのも
ある意味で当然といえよう。それをふまえて、なお、共闘的意志を
こめていきたいのは、ゲーデルの定理をもち出すまでもないが、論
理の均一質ないし等速性が自らの活動と存在の中にないか、離れて
いく者には自分たちと同等の八正しさVがあるのではないか、とい

う問いを恒常的に設定しうる仮装組織論が必要と考える。これは、
仮装組織論というよりは、どのような八悪意Vをもつ眼や八疲れや
すいV耳にも否定することの困難な八詩Vの共同実現とその向こう
への巡礼、と過渡的にいたいし、こう記す者にまず向けられる問
いなのであるが……。これに関する討論は、八学友会V状況をn個
の軸の一つとする渦の中で更に持続していきたい。

なお、前述の忌避(坂本、坂本)に対して五・九付で、忌避権乱
用を理由とする却下決定が大阪拘置所へ送られ、坂本氏は五・一
四の付で即時抗告し、坂本さんは五・一三付で、忌避却下と参加申
立却下(後者の決定は拘置所ではなくRB三〇二へ送達されている)
の双方に対して異議即時抗告を申し立て、また五・一五付で四・
二八制裁調書にある「書類」の行方と構造の把握に関する裁判所の
証拠調等を請求した。

上告棄却判決に対しては、判決不可能性を関係性の基底から主張
しつつ五・一〇の付で松下から、五・一一の付で坂本氏から
(訴訟救助の申立と共に)、五・一五付で坂本さんから、六・一二付
で鈴木さんから上告の意志表示がおこなわれた。それぞれの申立趣
旨は、今後、A三六七公判テーマの山系を横断しつつ応用されるで
あろうが、とりわけ鈴木さんの上告状には、判決文の送達方法(裁
判所による五・一公示送達を六・七に知った経過)の批判を媒介し
て、八五年度から現在までの巡礼と出産(五・一四)と過程の激動
を対象化する意図が示されており、これ自体で判決の水準をこえる
成果の一つであるといえる。

一九八六年五月一九日(竹中・第一回)

他の四人より前の一・八の付で忌避を提起していたことを契機
として、分断された審理の回路が生じ、他の四人の判決後に、第一
回公判が設定されているが、これは、むしろ、併合以上の併合的展
開をめざした戦略の勝利である。この期間には、裁判過程での併合
性のみならず、それをみ出す領域の、とりわけ八V(一)過

程から離れているように見える女性たちやテーマへの出会いと応用の試みがなされてきた。鈴木さんとの共闘は前述したが、松下の監置中の四月上旬には、中尾さんや清水早子さん（註——南の島に移住していたが、この時期には子どもたちと一時、大阪の実家にもどっていた）に、東京高裁五・一三判決前には山本光代さんに出会いつつ、相互の問題点把握を深化させた。

さて、四人に対する判決を四・二八に強行した大阪高裁第六民事部は、五・二付で、五・一九に竹中さんの口頭弁論期日を設定してきた。竹中みなと千恵子をふくむ（自主ゼミ）実行委は、四人に対する第一～四回の裁判過程を包括しつつ、当日までに五・一九の控訴趣意書①を準備した。また同じ日付で、すでに五・二八と二・一付で忌避申立理由の立証のために提出していた証拠調請求書①（一、二審に関連する全裁判官、書記官、根本、鈴木、津津、竹内、中尾、松下、昇、未宇の証人立証を含む）に続く証拠調請求書②（京大に在学してA三六七に関わった人々、勾留中に京大自主ゼミの試験を受ける試みをおこなっていた上原孝仁、鈴木、竹中まい、とき、みな、未知、し、南山大にA三六七と共通性をもつ資料空間を占有している元職員の松風誠人、本件テーマに本来、最も深くかわるべき被告人の沢崎悦子、を同行しうる証人として上げている）も作成し、直前にとどいた根本氏の五・一四付証言書や根本氏に関する公務執行妨害事件の一件記録等と共に提出しようとしていた。五・一三～一八東京拘置所に監置されていた翌日という困難をくぐって、その作業は完了していたのである。

ところが、五・一八（日曜）に二女（とき）が公園で足に負傷し、四女（未知）が発熱し、五・一九には緊急に病院へつれていかねばの裁判の利益を（原告側に）失わせることをも意図して、六・六付で、期日を六・一六にくり上げる通知をしてきた。判決強行までの極めてわずかの期間に、代理人になることのためにためらいをみせる弁護士（池上、川窪両氏。松下の神戸大闘争の二審の国選弁護士であった）と関連で三・二四以来の監置や起訴に対する弁護士を依頼していた。この自主ゼミが必要となり、困難な生活条件をくぐっておこなわれた交渉の過程で、六・一三に根本氏の八〇日ぶりの保釈を実現させた夜に、竹中、松下らのねばり強い提起に押し切られた形で、やっとな川窪弁護士が、最低限の文書提出のみでよいならば、という条件つきで引き受けた。（但し、池上弁護士も、連名で引き受けることはしなかったものの、翌六・一四に代理人選任届、弁論再開申立書、期日変更申立書を六・一四には時間をさけない川窪弁護士の位相で作成し、このプランに共闘した。）

戦略的に追い込まれた裁判所は、弁護士事務所が六・一六（月）の午前九時まで機能しないのを承知で六・一四（土）正午前に（川窪弁護士不在の）事務所へ電話し、六・一六午前十時までに、より詳細な弁論再開申立理由（審理の問題点の指摘）をしない限り、判決をおこなう、と通告してきた。事務員↓池上弁護士の電話をへてこの通知が電話のない生活空間で活動している控訴人（竹中）にとどくまでには、いくつもの短篇的ヴィジョンが交錯するが、それは別の機会にかたるとして、その後の要点を記すと、竹中さんは、その連絡をうけて以後、出張中の川窪弁護士が開廷までに直接、裁判所と交渉してもらおうように（池上弁護士を通じて）提起し、万一の場合にそなえて六・一六（南山大闘争での逮捕の一五周年）を含む日付で第一～三次の忌避申立書を作成した。ここでは既提

ならない事情が生じたので、正午すぎに書記官（斉藤）へ電話し、期日の延期を求めたが、裁判所は、これを無視して開廷し、控訴状および「一件記録の誤り、欠損について①」（四・二六付で既提出）を擬制陳述とし、国側に答弁書を陳述させ、形式をつくってから弁論を終結した。これを出廷した三名（山本、浜本、大鳥）からきいた竹中さんは、直ちに五・一九付の上申書で訴訟指揮を批判し、準備した書面を添付して、口頭弁論再開を求める上申書を提出した。

なお、第一〇〇七号法廷は、何をするか判らない。参加者のうち、とくに松下、浜本、坂本の被監置者を特定して入廷禁止命令を掲示していたので、五・一七付で補助参加申立をしていた坂本氏から、その後、五・五付で、第六民事部裁判長（石川）を被告とする入廷禁止処分取消請求の訴と執行停止申立が、訴訟救助の申立と併合して提出された。

六月一七日付で第七民事部が、入廷禁止処分取消請求と、五月一四日京都地裁へ出廷のための監置執行停止申立のそれぞれに関する訴訟救助申立を併合して却下する決定。これに対して七・二付で、決定は理由を何ら明らかにしていないから、裁判として無効であることを理由として即時抗告し、この即時抗告についても訴訟救助の申立をしている。

一九八六年六月一六日（竹中・第二回）

前回公判は控訴人不出頭のまま、次回を六・三〇と指定していたにもかかわらず、その後控訴人が代理人弁護士との共闘プランを実現しつつあることを察知した第六民事部は、前述の入廷禁止命令

出の忌避申立理由と共に、それ以降の訴訟指揮のあり方の決定的な誤りが指摘され、また簡易却下の戦後司法構造の骨格にかかわる欺瞞性の批判がなされている。

前日の六・一五には岡山で根本氏釈放後の全テーマ群に関する会議が開かれ、非在をしいられている竹中さんの切迫した状況も討論の対象となった。六・一六法廷には、この会議をくぐった鈴木さんや赤ちゃん、根本氏（五・六・一二付で拘置所から、判決可能性に関する入証込み訴えを表現を提出していた）が、岡山からの堀里氏と共に集まった。午前中の川窪氏と裁判官（右陪席・堀口）との交渉を打ち切った第六民事部は、前回の三名の他に、根本氏や赤ちゃんをも入廷禁止の対象に加えつつ開廷し、竹中さんからの三次にわたる忌避申立（疎明資料として、一）に突入するタンポポの綿毛（三・二四の証人控室の壁にも出現）を記した卵が紙片と共に提出され、恒常的に飛翔している。から必死で逃亡しつつ、控訴棄却の判決を言渡したことにして退廷した。

参加者の数や、行動形態は、警備員の想定可能な水準をはるかに越えているために、権力は、肩すかしを感じたかも知れないが、これは（私）たちが、今や、いつでも、戦場を、こちらから創出しつつ、△√的な戦闘を展開しうるために、眼前の卑小な相手の固定した水準に逆規定されることのない余裕をもっていることの現われでもあるのだ。その戦いの対象は、すでにあらゆる場に潜在しているし、必要に応じて、すぐに具体化しうるであろう。（あなた）の共闘を不可欠の条件として。

rの項の最後に、大阪高裁ア公判過程がA三六七テーマにとって

もつ意味を記すと、この公判過程は、現段階における
A三六七(に象徴されるバリケード性)空間を正面から対象化する
試みであり、

八五・一・二八判決強行や、二・一強制執行を正面から対象化する
試みであり、

既得権のない占拠の質をもつ空間性に交差する各主体の存在領域
の未解決のテーマを対象化する時間性と交差し、
八四・一二・一七を頂点とする忌避や制裁の制度的空洞化を批判
する八東京Vの闘争の対極として現われ、

新しい視点や発想をもつ人々や、はなれていくようにみえる人々
を八V闘争の永続性に参加させる媒介となる。

というような特性を帯びていた。この特性を具体的にどのよう
に展開しうるかは八六年はじめには殆ど判らなかつた。何かの祝福に
もよって、予測をこえる成果が生まれた、という感触が目をへるに
つれて増している。

δ 強制執行に関連する裁判過程

前号で、はじめて総体的なヴィジョンを提出しているが、その項
目別に、その後の経過(変化がない場合は、何らかの註)を記す。

★₁ 執行前第三者異議

第八九V号二三ページに記した、八三年末のクリスマス・ツリー
の雪を思わせる紙片群(物品の一方的移動禁止)の作成主体に、八
四年岡山大学祭実行委員会(代表者 片山恵子)も含まれることを

追加し、これが、現在の学生存在のA三六七に関する裁判過程への
参加の原初形態であることを付記する。

★₂ 執行前証拠保全請求

永里氏に対する第三次特別抗告却下決定に対して、八六・一・
二三V付の第四次特別抗告で大法廷₁あてに、永里氏が₂、₃、
₄の特別抗告群との併合審理請求と第一小法廷への忌避をおこない、
この忌避に対する判断の後で併合と特別抗告の申立理由を展開する
と予告しているが、反応はない。

鈴木、松下についても前号と同様。ただし松下から京大A三六七
と神戸大A四三〇について併合的になされた証拠保全請求を受けと
った東京地裁第一九民事部は、これを含む具体的審理を八二・九・
一〇以後、全く放棄したままの判決を八六・七・一七に設定してき
た。(註——この号三五ページ参照)

*₁ 強制執行停止申立

(松下、竹中、鈴木、坂本、浜本)

八五・一・二八京都地裁第四民事部の判決強行直後に、この申立
がなされたが、担当の大阪高裁第六民事部(裁判官II村上、堀口、
寺崎。書記官II斉藤)は、通常と異なる対処を偽証しつつおこない、
却下しており、r控訴審の忌避理由への回路を自ら準備した。その
他の経過は前号と同じ。

*₂ 執行異議(永里)

一九八五年一月一日 第二小法廷は、第二次特別抗告が大法廷

に対して、九・二七付の棄却決定の批判(言及されている判例や
憲法三二条の扱い方。八五・二・一強制執行が早朝七時から開始
されているのに、京都地裁の却下決定は、同じ二・一付の早朝七
時前に出されたかのような処置として出されている点等)に全く
応えず、却下決定。

二二月一日 大法廷に対して第三次の特別抗告と、関連特別抗告
群との併合審理、各小法廷への忌避を申し立て。

二二月二〇日 却下決定(第二小法廷)更に不服を申し立てられな
い、とするのみ。

一九八六年一月九日 二二・一 位相を₃、₄と併合しつつ第
四次の特別抗告。

*₃ 仮処分申請(永里)

一九八五年二月二〇日 第三次特別抗告に対する画一パターン
の却下決定(第二小法廷)

一九八六年一月九日 二₂、₃と併合的に各小法廷を忌避しつつ
第四次の特別抗告。

*₄ 第三者異議(山本、高尾)

結審時の八五・四・一二公判における忌避(山本)に関する第二
次特別抗告に対して

一九八五年二月一三日 却下決定(第二小法廷)

一九八六年一月一〇日 第三次特別抗告を大法廷に申し立て、
マタイによる福音書一八・一〜八に記されている不義の裁判官以
下の最高裁を批判している。

第三者異議と併合的におこなっていた強制執行停止申立(山本)

却下に対する二二・一七V付の即時抗告に関して

一九八六年一月一七日 京都地裁第二民事部(矢代)は、即時抗告
はできない、として却下決定。

一九八六年二月六日 昭和五年の民事執行法成立後、前記の
即時抗告を含む不服申立ができなくなっている状況性や、忌避や
第三者異議の確定以前に、申立の目的である強制執行停止につい
て判断する非法性を、ぶよとらぐだの比喻(マタイによる福音書
二三・二四)で批判。

三月三日 棄却決定(大阪高裁第九民事部)

三月二三日 特別抗告申立。

四月二〇日 申立理由書 最高裁の現状と憲法七六、九八条と
の矛盾を指摘。

六月五日 却下決定(第一小法廷)

六月一〇日 第二次特別抗告 申立理由として、民法四一九
条「この「抗告をなすことを得」を、前記却下決定のように、「抗
告をすることが許されるのは」と抑圧的に処置する論理を鋭く批
判している。

七月三日 批判に込えず六・五付と同一パターンで却下決定(第一
小法廷)

七月一日 第三次特別抗告。帝国憲法の不可侵性が、最高裁
の不可侵性へ持続している状況性を批判しつつ、七・六におこな
われた最高裁判所裁判官十人に対する国民審査の結果、約一〇パ
ーセント強が罷免の×印をつけている(註——つけない票は信任
とみなす欺瞞性と考えると、実際の不信任の量ははるかに多いし、

(自主ゼミ)に参加して実態を知られば、殆ど全員が不信任するだろう。のは、ルカによる福音書第一章一節の「九十九匹を残しておいても一匹をさがす」視点に比して質、量ともに最高裁の命運がつきていることを示す、と八説教✓している。

第三者異議に関する一審判決公判(八五・一一・二六)の調査等記載に関して、

一九八六年元旦、異議申立書(山本)

法廷に存在し、廷吏や書記官や裁判官と問答しているにもかかわらず「不出頭」とされている意味を判決の不可能性や誤りの指摘と共に展開。

なお前記判決の事件番号は昭和六〇年(ワ)第一四九号であるが、高尾氏の参加事件は同年(ワ)第七四二号と分離されている。

*₅ 第三者異議(中尾)

八五年一〜三月に東京拘置所で作成し、提出を(自主ゼミ)参加者に委託していた日付空白の第三者異議申立書および(竹中みな)共同訴訟参加申立書への補助参加表現(一序)が、A三六七・ア控訴審における一九八六年一月二八日〜二月一日付の竹中みな千恵子をふくむ(自主ゼミ)実行委の「異議」忌避に関する証拠調べおよび口頭弁論開始請求①の書証の一つとして、子どもたちの表現、根本氏の報告書、A三六七性の南山大学占拠空間の写真等と共に応用的に提出されている。中尾さん自身にとっても、作成時と現在のズレの八証拠調べ✓が必要と思われる。

*₉ 執行異議(中尾)

前号に記した表現の提出の宙吊り、執行官からの反応の欠如は、この号の*₅の項で記した方向性によって今後の応用が可能であるし、中尾さんも、あらためて提起してほしい。

*₁₀ 証拠保全申立(永里)

一九八六年五月二三日、最高裁へ、法廷あてに、一八五・八・一付の特別抗告いらい九ヶ月間も受理せずに時間的な制裁を加えていることを批判しつつ、申立理由書を提出。ここでは、執行官が職務として執行したこと自体の損害と、執行の仕方が独自に生ぜしめた損害の立体性が、従って執行官が訴訟当事者として適格性を欠くという前提(先験性)の誤りが、*₁₃との関連において明確に示されている点が重要である。

*₁₁ 仮処分申請(山本、高尾、八木)

*₃が強制執行前の占有妨害排除を訴因としているのに対し、*₁₁は強制執行後の処分や占有移転に焦点をあてていること、*₁₂、*₁₃への前史的試みでもあることを再度のべておく。

第五次特別抗告(山本)の言及するゲードルの不完全性定理や永続的八説教✓に脅えたのか、最高裁の反応はない。

*₁₂ 仮処分申請(山本、高尾)

一九八六年一月六日、一二・二七付の却下決定に対する即時抗告申立(高尾)
一月十五日、即時抗告申立(山本)

*₆ 強制執行停止申立(永里)

一九八五年二月一九日、一〇・二八付の第三次特別抗告に對して却下決定(第三小法廷)

一九八六年一月九日、第四次の特別抗告が*₂、*₃の第四次特別抗告と併合的に提起されているのは、権力の分散的かつ同時的却下をはねかえす方法として注目に値いする。各小法廷への忌避、大法廷での審理を無視し続けること自体が裁判の八權威✓の放棄であり、最高裁を反憲法的機構として隔離していくことであるという批判がある。その向こうへ何をなしうるか、私たちそれぞれにとっての重い問いと共に。

*₇ 留置された物品に関する提起

一九八五年二月二日付の松下から執行官あての「受領に関する申立書」は、その後*₁₃の答弁書と共に書証として提出され、執行官を共同被告として審理の対象となりつつある。

*₈ 執行異議(浜本)

申立人の一九八五年九月三日付の申立理由(二)は、最高裁あてとして高裁へ提出されているが、それまでの争点への判断から大阪高裁民事各部への忌避と共になされているため、また申立内容に裁判所が応じえないために、現在まで最高裁への移送、審理は宙吊られている。前記の申立内容を一言でいうと、審理の前提欠如を訴の抑圧へ転化してしまう最高裁のあり方が下級審のあり方に無呼吸的に拡散し、相互に支え合っている構造をこそ審理せよ、という指摘である。

二月二日 山本氏に対する棄却決定(大阪高裁第八民事部)
三月二日、特別抗告申立書(山本)

四月二日、申立理由書(山本) 本件の特性が、事件の裁判ではなく、裁判の裁判であることを、債務者、被告の特定の仕方の誤り、民事執行法の成立自体のもつ抑圧性との関連で指摘している。

四月二五日 高尾氏に対する棄却決定(大阪高裁第九民事部)

五月二九日 山本氏に対する却下決定(第三小法廷)

六月七日、第二次特別抗告(山本)の申立理由として、直前の決定のみならず、一、二、三審の審理の仕方の総体、とくに処理の仕方の形式化の加速を批判している。

六月九日(第一次)特別抗告(高尾)の申立理由として、地裁・高裁が検討している記録はA三六七空間に集積する記録や空間性から疎外された極小部分にすぎず、強制執行も終了して、物品請求権も多数者にあるのに、執行の既成事実化から判断するのは、悪しき戦後性(天皇や私たちの戦争責任の不問)の放置に通じる、という指摘がある。

*₁₃ 動産引渡請求

昭和六〇年(ワ)第一〇七号、原告(山本、高尾、永里)、被告(7の被告の五名および執行官・藤岡)京都地裁第一民事部(杉本)の裁判過程は、8系において唯一の公開法廷における審理がおこなわれていること、および、法廷への参加を媒介して公判日には京都でA三六七位相の討論の場が設定されていることが重要な特性である。事件内容としても、逆封鎖されているA三六七空間性を、物品への

第三者の権利を仮装して問い続けることにより、幻想的な入占拠を保持する媒介になっている。また、当事者や物品の運動・構造性を裁判の水準をくぐり、かつ突破して追求する契機になりうる。これは、直接的対象化が困難であるために変換・抑圧次元で模索をしいられる、さまざまな試みにも応用可能な示唆を与えるであろう。日付として記すと、

一九八六年一月二二日（第五回）

原告三名と被告二名（浜本、松下）が出廷し、傍聴席は京大職員ら三名のみ。裁判官（杉本）は、 $\#$ 回目にかき直させてた \rightarrow 一・一六 \rightarrow 付の物品一覧表を、さらに整理要求し、審理をすすめる責任を原告側のみ負わせる姿勢を示した。この日はじめて出廷した松下からは、保管物品の現場検証や、執行官、京大当局による答弁をふまえて審理を具体化せよと要求する \rightarrow 一・二二 \rightarrow 付の答弁書を提出し、 \rightarrow 八五・二・二一 \rightarrow 付の大阪拘置所から提出した「受領に関する申立書」（第八二三 \rightarrow 号三三三ページ参照）を添付し、乙第一号証として受理された。

午後の自主ゼミ（勤労会館）では、この日付で松下から根本氏に出された二・一〇大阪高裁A三六七公判への前日からの参加要請に象徴されるテーマ群が討論された。また、坂本氏に対して、人事院から一・八付で、審理再開を希望するならば二・一までに回答せよと連絡してきていることも報告された。（もちろん再開希望の応答をしているが、これに対して現在まで人事院からの具体的連絡はない。）

午後の自主ゼミ（勤労会館）では、浜本さんを除く前回のメンバーの他に、前記の二人の子ども、高尾紀代さん、野口篤郎の各氏が参加し、急激に生起する各々の事実性群の核心へ入っていくための原則的方法が討論された。松下らへの連絡のために、閉廷後、すれちがい状態で別の自主ゼミ空間で待っていた永里氏も夕方、松下や子どもたちと出会うことができた。

一九八六年六月二五日（第八回）

被告である執行官（藤岡）も出廷して手続更新。裁判官は、原告の双方の意見を確認しつつ次回にも結審しそうな態度を示したが、原告三名や藤岡を除く被告（鈴木、竹中は不出頭）は、問題点の本格的審理を要求し、物品受領をめぐるテーマを次回に書面で提出することになった。裁判官が松下に「訴状の通り陳述ですか？」といったことが印象的である。原告と \wedge 錯覚 \vee しているのである。

午後の自主ゼミ（勤労会館）には、松下の他に山本、永里、高尾和宣、高尾紀代、浜本、坂本、鈴木れい、宿理の各氏が参加し、A三六七のみならず、A三六七性の十数年に対応する各人々各関係性の発想・行動の軌跡を、対象化していくべき必然と方向が論じられた。このこととの関連で、午前中の法廷においても、被告の送達先として、鈴木さんについては、札幌の根本方から、根本氏の新たな制限住居としての岡山の鈴木さんの住居へ、浜本さんについては、岡山のRB三〇二から、徳島大闘争の資料群が集積している（註——このテーマを比喻として六月二二日に、山本光代さんや松下ら十数名の討論が古書店・あじさい屋で行われた）。徳島の浜本さんの住居への変更届が原告側から出されたことを付記する。

一九八六年二月一九日（第六回）

出廷者は前回のメンバーと八木氏。原告は \rightarrow 二・一九 \rightarrow 付で一覧表 \wedge から \vee の註（続）を提出し、物品のうち、とりわけ無数の表現群について一括的主張をさせようとする裁判官の意図を、公開性・関係性の視点から批判した。松下からも、例えば一覧表に「黒ヘルメット・一」とあるが、自分には複（素）数個の記憶があり、現場検証なしのリストのみによる審理は不毛である、と主張。

午後の自主ゼミ（商工会議所）では、二・一〇大阪高裁経過の波及する問題点が、一見すると関連がないようにみえるヴィジョン（例 \parallel 反重力バリアーのように重層する赤い鳥居のある伏見稲荷の山中を \wedge 迷子 \vee 状態を逆用して歩きまわった竹中まい、の話）と共に論じられた。

一九八六年五月一四日（第七回）

裁判官が彦坂に交代し、手続更新の機会であったが、被告五名が全て不出頭のため次回に延期された。被告のうち、浜本、坂本の二氏は大阪拘置所に監置中。竹中さんは東京拘置所に監置中。鈴木さんは、この日の早朝に巡礼過程の横須賀で緊急に入院し出産。松下は二才と五才の子どもと出廷しようとしたが、途中でおもしろい出来事が多すぎて閉廷後の喫茶店にやっと到着した。浜本さんの記録閲覧と出廷の要求は五・八付で不許可となり、坂本氏の（出廷のための）執行停止請求も五・一二付で却下されたが、前者は被告・藤岡の分離に対する五・九異議申立（更新位相での補充）、後者は \rightarrow 五・一二 \rightarrow 付の準備書面（一）を法廷で審理する要求を出し、本質的展開を準備した。

制裁と起訴

民事公判の法廷で制裁と起訴が生じてくる過程は、八五・二二・一七東京高裁公判の法廷の場合と類似しているが、A367・rの項の最後に記したような状況の中で、東京の事件を対極におき、その意味を生かし、対象化しつつ、より困難な存在領域の苦闘を対権力への威力として応用した試みへの反応が制裁と起訴であるといえる。もちろん、これをさらに応用して \wedge \vee 闘争は拡大と深化しつつある。経過の要点を次に記しておく。

* 松下に対する制裁

決定

(…)

主 文

本人を監置二〇日に処する。

理 由

本人は昭和六一年三月二四日午後一時過ぎ(…)判決言渡期日延期についての告知を開始するや、裁判長の発言中であることを無視して控訴人席から立ち上がり、五〇〇ミリリットルの日本酒入り紙パックの蓋部分を開放したものを右手に持って頭上に差し上げ、「裁判長、審理をしろ。」等と不穏当な暴言を繰り返しながら裁判官席に詰め寄り、裁判長が右告示を終了して両陪席裁判官とともに退廷し始めたのに対し、その後から右紙パックを裁判官目に向けて投げつけ、もって裁判所の職務の執行を妨害し、かつ裁判所の

威信を著しく害したものである。

(…)

昭和六年三月二四日

大阪高等裁判所第六民事部

裁判長裁判官 石川 恭

裁判官 堀口 武彦

裁判官 小沢 義彦

(註——紙バックや内容物は、どこにも証拠として存在していない。「不穏当な暴言」、「繰り返し返し」、「詰め寄り」、「投げつけ」もありえない。「もって」以下の文章のみが、逆の意味で正確であるにすぎない。)

制裁々判の法廷では、人定質問に対して全て黙否したにもかかわらず、氏名と住居を裁判所に通知のもので記入し、また陳述の機会を全く与えずに、地下の仮監から法廷に至る過程で要求した弁護人の立会いのみを、陳述の要旨として記入している。また、制裁々判は未経験であるためか事件番号を付け忘れ、後で松下の問い合せに対して、昭和六年(註)に第一号とした。後出の浜本が同第二号、坂本が同三号である。)

松下は、拘束時に共に逮捕された根本と共に近くの天満警察署に入れられたが、三・二〇東京高裁での負傷の治療、制裁決定への不服申立の作業にとって、代用監獄では極めて条件が悪いため、松下から弁護人を通じて大阪拘置所への移監を要求し、三月二六日に実現した。(波及効果で根本氏も翌二七日に移監。本来なら少くとも

四月一五日の起訴までは天満署での勾留が続くところであった。)

一九八六年三月二八日

抗告(異議)申立書

(要旨)

一、拘束命令は出ていない。(註——法廷で午後一時二〇分ころ、松下を羽がいじめにした警備員らは、すぐ近くの職員用出口から松下を連行する行為に移らず、逆に、数秒間で手を放し、その後、約一時間、松下が法廷や廊下のベンチやエレベーター横のトイレや法廷横の証人控室を自由に往還するのを黙認していた。)

二、制裁決定のいう行為の時刻よりずっと後に、松下が証人控室で法廷内での混乱時に行方不明になった、東京高裁あて提出表現の原本の調査を書記官に依頼し、その報告を待っている時、突然、警備員により身柄を拘束された。(註——証人控室の入口近くにすわっていた根本氏が二回目の暴行をうけつまず連行された。)

三、松下の拘束時に、三・二〇に続き、再び警備員の暴行(両手足を数人でもち、廊下をエレベーターまで引きずった。)により、右手親指、右足首に負傷。(註——午後一時二〇分の退廷の執行時にも警備員の暴行により多数の負傷者が出た。)

四、弁護人への連絡要求無視。

五、忌避されている裁判官による非公開の、反論や証拠調なしの決

定言渡儀式。

六、決定謄本を、法廷での確認にもかかわらず交付していない。

(註——とくそく後、四・五にやつと入手)

七、代用監獄へ入れ、治療や文書作成の作業を妨害した。

以上の七項を、昭和六〇年(註)ち第一号(註——後述)に言及し、かつ全ての制裁決定が依拠している判例である、昭和二八年(註)ち第一号、同三三年一〇月一五日大法廷決定の批判する位相で展開した。(註——第八二二〇号七ページ参照)そして最後にこう記している。「なお、本件は、申立人にかかわる全入、闘争過程と深く関連しており、さらに本件による波及効果によってのみ救出し創出しうるテーマがあること、従って、あらゆる表層的判断は本件の申立主体に遠く、その庄殺に加担するのみであることを強調しておく。」(註——これは、対権力表現であるばかりでなく、三・二四にかかわる全ての人への表現でもあった。)

四月二日 棄却決定(昭和六一年(註)ち第一号、大阪高裁第八民事部)首藤、奥、井筒) 拘束や審理の手続および執行に違法の点のみあたらない、とするバカ気たもの。

四月四日 松下 昇 を含む仮装被告団から特別抗告申立書。前記決定の部分性や表層性を批判し、各小法廷による審理を忌避し大法廷での口頭弁論を要求すると共に、本件が、戦後の司法構造の矛盾のみならず、全幻想性構造の矛盾を変革していく契機になりうることを宣言。

四月八日 三・二四制裁決定をうけたので、その遅れ自体と内容の批判と特別抗告申立理由補充書として提出。なお、四月一三日の監置終了による釈放と同時に令状逮捕も予測されたが、この号二七ページに記すような情況により、それは粉碎された。

五月八日 棄却決定(昭和六一年(註)ち第一号、第三小法廷)伊藤、安岡、長島、坂上)重要なことを先に記すと、第三小法廷(長島、伊藤、木戸口、安岡)は、自民党本部火焔攻撃事件の弁護人(一瀬敬一郎)への制裁(監置五日)に関する特別抗告への決定(昭和六〇年(註)ち第一号)において申立は棄却したけれども、裁判官(伊藤正己)の補足意見を記している。かれは昭和三五年(註)ち第三号、同年九月二一日第一小法廷決定、刑集一四卷一四九八頁が、「制裁手段においては、刑事裁判に憲法の要求する諸手続が排除される」としているのは、それが依拠する昭和三三年一〇月一五日大法廷決定が「…憲法の要求する諸手続の範囲外にある」というのに比して「措辞がやや適切を欠く」とし、「制裁手続についても憲法適合性が問われることがありうるし、運用いかんによっては違憲の問題を生ずる余地がないわけではない」とのべている。

八六年一月に入り、東京の事件のうち合せの際に小野弁護士からこの決定の存在を知った松下は、東京の事件の控訴審で応用すると共に、三・二四制裁についても三・二八の表現で、このテーマに言及しておいた。そのため、この特別抗告は、裁判官・伊藤の所属する第三小法廷(註——東アジア反日武装戦線の上告審を担当している。)に係属したのかも知れないが、その第三小法廷は、何と、前記の二つの判例の題名のみを引用し、それぞれの趣旨に徴して所論は理由がない、としたのである。この欺瞞的な居直りは銘記されるべきであろう。

五月一日 特別抗告という表題なしに(註——東京高裁に対する忌避に関する)五・一の付の表現もそうである。三二ページ参

照)すなわち、再度の特別抗告であるから不適法という却下理由を、あらかじめ解体するために、(四・四)付の特別抗告が

(X) 制裁決定批判のみならず、前記の判例を現情況のテーマ総体の中で批判している。

(Y) 各小法廷での審理を回避している。

(Z) 前記二項を申立人の出廷する大法廷で審理する必然をのべている。

にもかかわらず、(Y)、(Z)に対処しえずに出された決定は成立しえず、(X)への対処内容も受理し審理される前提がない、として、あらためて特別抗告を受理する条件をつくれと要求した。

六月二日 却下決定(第三小法廷)

六月十七日(五・一一)付に続き、表題なしで、表題のない表現論的構造に対処しえずに逃亡する最高裁を批判。

＊ 浜本さんに対する制裁

決定

(…)

主 文

浜本 多恵子

本人を監置二〇日に処する。

理由

本人は、昭和六一年四月二八日午後一時四〇分ころ(…)裁判官席に詰め寄り、訴訟書類(註1)を差し出して引き下がる気配を見せず、その受理と審理を執拗に求め、裁判長が判決言渡しを開始し

た後も自席に戻ることなく、申立ての審理が先決である旨の要求を大声で繰り返し、裁判長が右言渡しを終了して立ち上り陪席裁判官とともに退廷を始めたのに対し、所持していたビー玉一個(註2)をやにわに裁判官席背後の壁(註3)に向かって勢いよく投げつけ、もって裁判所の職務の執行を妨害し、かつ裁判所の威信を著しく害したものである。

(…)

昭和六一年四月二八日

大阪高等裁判所第六民事部

(石川、堀口、小沢)

(註1)——審理の執行停止効果と発言し審理請求の根拠の正当性を示す、忌避申立書類等であることを隠した記述。三・二四までは法廷での書類提出を受理していたが、その戦術的深さに気づいて、この日は主任書記官II斉藤が、立会書記官II千田の職域を監督し、受取拒否を指示した。

註2——三・二四にもビー玉や硬貨が、ビラの紙飛行機と共に飛んだが、制裁の対象になっていない。

註3——制裁調査や公判調査では「裁判官席の方向目掛けて」とあり、「勢いよく」という副詞はない。わずかな客観化の気配。

一九八六年五月三日

異議申立書

(四・二九)付で交付請求している制裁決定等を未入手のまま次のような要旨を提起)

一、拘束と叫んだのは、廊下へ連れ出された時、斉藤書記官であり、

裁判官は法廷で命令していない。

二、弁護人の補佐の機会を与えず制裁々判。

三、仮監のサンダルが制裁法廷で飛んだ直後の警備員による暴行と抵抗の間におかれた証言台が示す意味。

四、裁判の自己解体としての制裁。

五、全ての制裁事件との併合審理の要求。

五月六日 異議申立理由補充書

(入手した制裁決定等の批判と、この申立を証拠調請求として提出することの表明。)

五月二日 棄却決定(第八民事部)松下に関するものと同一文の可能性があるが、大阪拘留所で宙吊りのため未入手。

五月九日 特別抗告申立書

(前記決定の被棄と五・一五提出の証拠調請求(統)……を含め五・三申立以降の全表現の受理と審理を要求。)

六月二六日 棄却決定(第一小法廷)事件番号は、昭和六一年秩(ち)第四号。坂本氏に対するものと同一文。

七月八日 特別抗告申立書

法秩法……を逆憲法としている今の憲法の運用下においては、いかなる(制裁)事件についての裁判も不可能であることを指摘。

なお、松下の監置中に同じ棟、同じ階にいた木村二三男氏(多くの獄中弾圧とたたかいつつ、この数年間、入出獄をくりかえし、今も不当な窃盗被疑事件で長期勾留されている。)が、その後、浜本さんの事件を新聞で知り、激励の手紙を出したことを契機として、新しい視点からの獄中闘争の共闘的展開が生じつつある。これについては、あらためて論じる。

＊ 坂本氏に対する制裁

決定

本人を監置二〇日に処する。

理由

本人は、昭和六一年四月二八日午後一時四〇分ころ(…)裁判官席に詰め寄り、訴訟書類(註1)を差し出して引き下がる気配を見せず、その受理と審理を執拗に求め、裁判長が判決言渡しを開始した後も自席に戻ることなく右要求を続け、裁判長が右言渡しを終了して立ち上り陪席裁判官とともに退廷を始めたのに対し、「文書を持って行きなさいよ。」と大声で繰り返し、所持していた硬貨一枚(五〇〇円硬貨一枚、一〇〇円硬貨七枚、一〇硬貨二枚、五円硬貨一枚)註2)をやにわに裁判官席目掛けて一気に投げつけ(註3)、もって裁判所の職務の執行を妨害し、かつ裁判所の威信を著しく害したものである。

(…)

昭和六一年四月二八日

大阪高等裁判所第六民事部

(石川、堀口、小沢)

(註1——浜本さんについての註1と同じ。)

註2——複素数の手方向から出現している。返還要求はそれぞれの人から可能。

註3——制裁調書(四月三〇日作成)や公判調書には「一気に」という副詞はない。また、浜本—坂本の行為の瞬間のズレの意味するものの対象化が私たちにとっても必要であろう。

異議申立書

(天皇へ) √日へ憲法へ √日を越境しつつ次のような要旨の申立理由の序を提起)

拘束権のない警備員が、「拘束」と叫びつつ連れ出し、裁判権のない書記官が文書受理拒否を指示し、裁判官がこれらを追認していくという主体なき制裁過程は、戦争に関する天皇制媒介の非主体的責任逃れと同じ構造である。

法秩法、同規則の根底的な誤りの構造の批判。(特に、これらが申立人の主張を抑圧するためにのみ機能しており、人類にとって何かの意味がありうるとすれば、制裁を加えうるまで主張をつくす機会を与える場合のみであるという指摘は重要である。)

〓五月二二日〓 異議申立理由(補充)書(一)

「硬貨」をへ訴訟書類√におきかえ、その内容を開示した時に、全ての判断が崩れることを指摘。

五月二三日 棄却決定(第八民事部) 浜本さんに関するものと同一文の可能性がある。

〓五月一七日〓 異議申立理由(補充)書(二)

五・一三決定の送達前に作成された。制裁決定が法秩法や同規則にさえ違反している経過と、これらの法や規則自体の違憲性・非法性を詳述。

〓五月一九日〓 特別抗告申立書

五・一三決定が、異議申立理由(補充)書(一)、(二)を検討していないことや、裁判所の作成した記録のみによっては違法・非法性は見出しえないことを批判している。

六月二六日 棄却決定(第一小法廷) 松下に対する決定で引用した二つの判例のうち前者のみを引用している他は同一パターン。なお、同じ日付で¹³水公判への出廷のための監置執行停止請求に関する特別抗告に対して、抗告できる規定がないことを理由に却下決定(第一小法廷)。事件番号は、昭和六一年(株)第二号、第三号と連続している。

〓七月七日〓 前記の二つの決定に対して、

特別抗告へ再審へ忌避を申し立て、主張の基本以外の理由で判断する決定を批判。

＊ 根本氏に対する起訴

一九八六年三月二四日の大阪高裁で根本氏が逮捕されることは、多分、高裁主脳部にとって最も意外だったと思われる。警備員等からみて根本氏が二月一〇日以降、目立った存在であったとしても、

むしろ多数の参加者から、理由は判らないが追求と糾弾を受けている人物であったから、三月二四日に、身柄を拘束する予定などなかったであろう。ところが、なぜか、三月二四日の開廷前に、根本氏が書記官室に、松下の「開廷不可能性に関する申立書」を提出しに

来たり、午後一時二〇分ごろ(註——この時刻に注意)法廷で松下に警備員が襲いかかった時、最初に阻止と抗議の行動をとった。一方、警備員の中にも多様な資質の分布があり、最も悪質な奴が、反射的に根本氏をなぐりつけたため、その警備員への糾弾が逆にかれらに、根本が暴行した、ことの仮構によって自らの加害者性を相殺しようとする策謀を権力的本能にもとづいて準備させた可能性がある。

松下の拘束、これは、おそらく三・二四以前から予測された至上命令であるとして、三・二四公判粉碎直後から根本氏を同時に拘束する機会を司法権力はねらっていた。そして、午後二時二〇分ごろ(註——この時刻に注意)、それまで法廷から排除されつつも、法廷内に他公判へ提出予定の表現やUFO状の私物があるから調査へ返還せよ、という要求を仮装して一〇〇七号法廷横の証人控室を占拠していた松下のそばに根本氏が、一時二〇分ごろの警備員からの顔面や胸部などへの暴行による脳貧血状態による目まいをこらえてすわっているのを確認してから、一気に殺到し、その際、松下の拘束をおこなう公務を妨害した、という理由をあらかじめデッチ

上げつつ根本氏を逮捕し、かれを含む参加者の口を封じたのである。この経過は多くの獄中反乱を口実とする虐殺の意味と共に、今後の公判によって明らかにされるであろう。ただし、公判によってのみでは明らかにされない権力の壁とのたたかい方や、へ根本√氏の位相にかかわる存在領域のテーマ群がこの日、この場所をはるかに越

えて深く広がっていることも確かである。これについては可能な限り、今後、対象化を試みるが、ここでは、まず権力によるこの事件の弾圧のその後の経過を素描しておく。

三月二七日 大阪地裁の裁判官Ⅱ高原正良が発行した勾留状にある被疑事実の要旨(検察官が警察官の取調べた警備員らからきいたまま記載したものを裁判官が引用しているため、策謀の原初形態を推定しやすい。)

被疑者は、昭和六一年三月二四日(…)一〇〇七号法廷において(…)裁判長から傍聴人等に対する退廷命令および右松下の拘束並びに傍聴人全員の退廷を命じ」となっており、勾留状、起訴状のいずれも拘束命令があったと偽りを記しているものの、二つの命令の比重のおき方から、実際には退廷命令ないし退廷させよという意向が閉廷後にあったのみで、拘束命令は少くとも法廷内ではありえなかった経過の痕跡をとどめている。)

一、同日二時二〇分ごろ、右法廷証人控室において右命令を執行する公務に従事していた大阪地方裁判所事務官大島邦男の右腕を両手で鷲づかみにして引っ張るなどの暴行を加え、もって右大島の職務の執行を妨害(するとともに、同人に対し、加療一週間を要する右上腕、右手関節、右前腕挫傷、左上腕挫傷の傷害を負わせ)(註——(一)部分は、立証がむずかしいと察した検察官により、起訴状から削除された。)

二、右同時刻ごろ、右法廷証人控室出入口付近において右命令を執

行する公務に従事していた大阪地方裁判所事務官・岸野喜代志の股間部を（註——起訴状では、この次に「一回」が入る。）右足で蹴り上げる暴行を加え、もって右岸野の職務の執行を妨害（するとともに同人に対し、約四日間の経過観察を要する大腿会陰部打撲の傷害を負わせ）（註——「」部分は前述と同じ理由で起訴状から削除。）したものである。

松下は、監置中に神戸大学闘争控訴審の国選弁護士であった池上・川窪弁護士と連絡をとり、勾留状うつしを三・二八に入手して、権力の策謀のヒドさとズサンさに驚きつつ、弁護士、根本氏、獄外の共闘者と、その粉碎方向を確認しつつ、自らに対する監置終了時（四・二三朝）の拘留所門前での令状逮捕の可能性も想定して準備をすすめた。連日の取調べを受けているらしい根本氏に比して、松下への取調べはおくれて開始され、数十分で取調べは粉碎されたが、その内容は事件の具体性をこえて多岐にわたるものであった。

四月九日 大阪府警の警察官二名が拘留所内で松下を取調べ、六〇年安保闘争以降の松下の表現（八北海）や、六九〇七〇年のピラノモゾウ紙表現をかなり検討している蓄積をちらつかせつつ事件の背景や参加者のセクト関係図での位置をきこうとしたが、一笑に付された。

四月一〇日 大阪地検の検察官外岡孝昭が奇遇？ に驚きつつ、（註——神戸地裁の刑事公判、特に仮装被告団の名称による表現について激しくわたり合った相手。時の櫻通信第八二〇号一九ページ参

た武器としての八酒バックがある。

四月一五日付の起訴状の内容は、公務員＝警備員の偽証を、公務員＝根本氏の否認より信用しつつ勾留状の被疑事実の水準で提起されている。ただし前述したように傷害罪の部分は削除され、公務執行妨害罪のみになっており、これは大阪拘留所内での松下と取調官の身体に関する自主ゼミの成果であるかも知れない。

四月一六日 第一次の保釈請求書（弁護士＝池上、川窪）身柄引受人は、山本 聖、根本久男（父）、鈴木そので、はじめの二人については仮装被告団性の代理署名捺印であった。請求理由は、鈴木さんの出産が近いこと、根本氏の勾留継続による休職の可能性が、あること、事件の目撃者が多く証拠隠滅のおそれや逃亡のおそれがないこと等を上げている。

同じ日付で検察側は、保釈に絶対反対であるとの意見書を出し、ここには根本氏勾留中に警備員らの偽証を何としても維持したまま検察側立証をおえようとする権力装置の執念がかんじられる。

四月一八日 大阪地裁裁判官（谷 鉄雄）は保釈請求却下決定。

四月二一日 準抗告の申立書（弁護士二名）証拠隠滅のおそれを理由とする却下決定を一般論としても誤りであり、自白と釈放を引きかえにする傾向を加速するとして批判し、具体的に本件には却下すべき理由がないことを強調している。

照。また、第八四〇号一六ページ記載の徳島地裁の山本光代さんに関する刑事公判における松下証言と判決段階にも同じ法廷で会っている。三度目の挑戦を試みたが、松下の永続的八ノ性にはじきかえされるように取調べを放棄し、最終的に逮捕し起訴を断念している。もちろん、大阪高裁側は、裁判官に対する公務執行妨害の他に裁判官に対する暴行、証人控室への建造物侵入・不退出、壁面等への表現による建造物損壊、裁判所総体を恐怖と混乱におとし入れた暴力行為等処罰に関する法律違反などの罪名で告訴することもでき、告訴があれば検察官も権力機構として機能せざるをえなかったであろうが、裁判所が告訴策動を、検察庁が起訴策動をためらう程には、松下らの八ノ闘争過程は、かれらに逆共闘の深淵への恐怖を、十数年の成果によって印象づけてきたとはいえる。

しかし、三・二四の事態の本質は、八松下＝根本氏に対する八二〇重処罰（制裁し起訴）として把握すべきである。松下のみに対する（卵）事件（七四・四・一）、松下と中尾に対する判決公判粉碎事件（八四・一二・一七）には、いわば首尾八一ノ貫した八二〇重処罰性があつた。これに対する八六・三・二四の複素数性の意味は、下部公務員の暴行を契機とする事件の仮構の仕方からも、統一的発想と逆の深い対立的かつ存在的テーマをくぐっている人々に対する弾圧であることからも異質な面をもち、今後の審理で明らかにされるであろう。そして、審理の内外を突き抜けた審問の場で、これら全ての複素数性の対象化と転倒をひきよせた八ノ的の力の確認と応用も……。次第に権力は、自らの弾圧自体がブーメランのように自らの深部を撃ち抜くのを知らるだろう。それを予測させるヴィジョンの核心には、飛翔の後に回収され、八飢えた八ノ存在に活気を与え

同じ日付で大阪地裁第六刑事部（米田、松尾、野島）は棄却決定。

事件現場である証人控室にいた複数名の氏名さえ明らかでないことを勾留を持続すべき理由として上げている。八五・一二・一七の東京高裁事件における松下、中尾の保釈請求が却下され続けた時の理由も証拠隠滅のおそれであるが、東京の場合は、松下らの表現闘争の破壊力への怖れ（公訴事実の前提にかかわる、審理執行停止効果をもつ文書の行方の不明等）と、司法権力総体の憎悪が「証拠隠滅のおそれ」という名目上の理由の下に渦巻いていたのであったが、今回の場合は、被告人を勾留し媒介する仮装被告団性が、警備員と裁判所総体の偽証策動を一気に解体しうる実力をもっていることへの恐怖からきていたであろう。

四月二四日 根本氏に対して国家公務員法第七九条第二号による休職処分。処分者は札幌の山鼻郵便局長＝中島 亮で、のちに入手した検察側証拠によると、大阪府警の捜査関係事項照会に対して、四・二付で勤務状況表を添付しつつ詳細に、かつ不正確に回答している。なお、処分発令日が四・二四、効力発令日と処分説明書交付日が四・二六とされているが、実際に近畿郵政局人事課職員が大阪拘留所へ面会にきて読み上げ、さし入れたのは、四・二八であった。

起訴休職処分という政治性については現況の各戦線での起訴―処分期間の時間性の視点から、また処分不服申立による人事院審理については、公開審理の場を勤務地に固定せず、任意の場所に請求しうる空間性の視点から、対応が準備されはじめた。また、六九〇七〇年以降の大学闘争の位相からいうと、根本処分は、人事院審理のテーマを具体的な新しい関係の中で対象化する契機になりうるし、

より本質的には、△ √ 闘争過程にかかわること、生活と存在の基盤が解体し変換することの比重の力点が後者に移る時の感觸の意味が全ての闘争参加者に問われたといえる。起訴にしても、処分にしても、根本氏が意図し、予測したものではなく、ある意味で△ √ 闘争の力学と戦略の創出した関係性の中での△ 演技 √ をしいられてきたともいえるが、しかし、この△ 演技 √ の情況性や存在性は△ がれ √ 自身が、いや応なしに共有するものであり、その基底に迫りうる幸運と出会ったといえよう。

起訴から公判まで二ヵ月近い期間があり、司法権力、とくに裁判所が日程のみを軸にして、紙の上の予定表に記入しておく際の、被告人を公判に出廷させるためだけの存在に切りつめ、拘束しておく残酷さについて、あらためて指摘したいが、一方、この二ヵ月近い期間は、大阪高裁の△ 三・二四 √ 闘争参加者のそれぞれの拠点における闘争や存在の根拠の検証を深く迫る時期でもあった。岡山大学の学友会問題を喩として噴出してきているテーマ、(一) 公判の各領域のテーマ、五月下旬の鈴木さんの出産予定にかかわるテーマ等が私たちを包圍していた。それぞれについて別の項でのべていくとして、ここでは、六・六の第一回公判までに、五・一四の出産(男児)が、予定の時 ∥ 空間を大胆にふみこえておこなわれたことのみを記しておく。(この号三三ページ参照)

一九八六年六月六日(第一回公判)

大阪地裁第八刑事部(裁判官 ∥ 青野、小林、岡)に係属した昭和六一年(初)第一二四二号事件の公判が第八〇四号法廷で開始された。

拘留所から出廷した根本氏に対する人定質問の後で、弁護士既提出の求釈明に対する検察官(松岡)の釈明。二個の公訴事実の際に警備員が執行しようとしていた公務は何かという問に対し、前者については松下の拘束、後者については傍聴人(被告人)の退廷と答えていたのが仮構の時間性のヒズミを今後もたらずものとして注目される。

続いて被告人の意見表明では、弁護人の問いに答える形で公訴事実の全てを否認した後、①勾留中の休職処分や三・二四の裁判所の対応は、公務員の職務の本質に反する。②警備員の暴行の批判。③八五年一月末のA三六七公判の判決文が送達されなかった経過を自分が証言しうるし、A三六七公判と、この事件の併合審理が必要である。——という趣旨をのべた。

検察官は、冒頭陳述で、起訴状より詳細な事実経過をのべたが、逆に、起訴状とのくいちがいが(例 ∥ 警備員の手を被告人がつかんだ順序や方法について)が弁護士から指摘され、後で訂正する失態を開示した。裁判長は、次回からの検察側証人として斉藤書記官、二名の警備員を採用し、証拠の認否(実況検分調書、供述調書、勤務状況についての郵便局長の回答等は留保し、他の裁判所の規則等の文書は同意)をしてから閉廷したが、直後に、裁判長が傍聴席の鈴木さんが抱いている赤ちゃんを保釈との関連からか、みせてほしい、とのべていたのが印象的であった。傍聴席には、他に山本、高尾、八木、竹中の各氏が参加していた。

六月一〇日 第二次の保釈請求書では、第一次の請求以後の新しい理由として休職処分への不服申立手続の必要、子供の出産後、まだ

名前もつかず、出生届も未了という事態、第一回公判が混乱なしに進行している事実等を上げている。

六月一三日 検察側の立証が終了するまで保釈が認められない可能性が、松下と中尾についての前例からも懸念されたが、この日付で保釈が許可された。(保釈金一〇〇万円は、根本氏の父親と三・二四参加者総体から出されている。)

七月七日、一日、一八日と連続する公判への出廷や、この数ヵ月のテーマ群と具体的にとりくむ必要からも、六月一六日A三六七公判後に、根本氏から制限住居を札幌から岡山(鈴木さんが赤ちゃんとくらししているアパート)へ変更する申立がなされ、六月一八日付で認められた。この変更の意味を、どのようにテーマ群の深化に応用するかが関係性の構造からも注目されつつある。

A三六七を媒介とする裁判過程への註

本来は、△ 占拠空間 √ を媒介する裁判過程、という系列の中に、岡山大宿舎RB三〇二や神戸大研究室A四三〇の裁判ないし関連テーマと共に把握されるべきである。次号を含む、より広い場で展開していきたい。

処分を媒介する裁判過程

判決公判粉砕闘争

第八一四〇号の六〜三ページ以降の控訴審過程のテーマは膨大なものであるが、基本的な日付のみを記すと次のようになる。

一九八五年一月一五日 実刑の可能性を考えて、判決前に弁護人の書式により作成した上告申立書と弁護人選任届を、判決後に提出。

二月一三日 趣意書提出期限を二月二〇日と通知してくる。

二月一九日〜 うち合せ等の必要から、提出期限を一ヵ月延長する申立。(被告人)

二月二三日 不許可の通知。

一九八六年一月一八日〜 控訴趣意書

被告人(松下)からは、

① 法刑法、二重処罰に関する判例批判

② 本件で示されている公務の本質と矛盾

③ 全事件との関連と併合審理の必然

を主要な内容として展開。被告人(中尾)は、文書の提出、会議への参加を前年末から宙吊っていた。

一月二〇日 控訴趣意書(弁護人)

一番の弁護人の主張を詳細に再提起しつつ、昭和六〇年一月一二日の第三小法廷決定の補足意見(この号二二ページ参照)を応

用している。

三月四日(第一回公判)

松下 昇を含む仮装被告団提出の控訴趣意書、同補充書(三・四)付で、訴訟費用の免除を媒介して裁判過程を公務として負担せよと要求)について、裁判長(坂本)は、提出文書の傍線部分を削除しない限り受理しない、とのべ、これに対する被告人の発言も、刑法法三八八条により、弁論の権利はない、と強硬な訴訟指揮をした。これは神戸地裁における検察官の削除要求(註一)の号二七ページと第八二〇号一九ページ参照)を想起させるが、控訴審担当裁判長による被告人の(弁論以前ないし以上の)発言権禁止として次の抑圧性をもつ。これは、かれが、岡山地裁最高裁調査官として、この十数年間、仮装被告団からの表現に憎悪を抱いてきたことをも示している。(なお、かれは、後述の坂本証人による(卵)の事件について、記録をよくよみこなした者のみがなしうる質問をおこなった。)

被告人(松下)が発言禁止をこえて反論し、法廷が爆発しかけた直前に、弁護人が休憩を求め、妥協案として、この紙片の作成者が松下であると署名捺印させるよう申し出たので、松下も判決の焦点をより深部におしすすめるため、仮装的に左手で署名した。また、氏名は、松下未字とし、印は、拘束中の位相で、左人指し指でおこなったことを付記する。その後、万一の場合を考慮して在廷していた坂本証人のみが、辛うじて採用され、人事院審理の宙吊りや卵裁判の発端について証言。その他の証人(小堀、笠井、吉田、野坂、清水、野原)は却下。事件発生時の裁判長小

堀について、弁護人の異議は棄却。

三月二〇日(第二回公判)

事前に松下を含む仮装被告団が忌避申立書を提出していた。理由の中心は前回までの訴訟指揮の背後にある全発想批判。開廷後の却下決定に対しては、準備した異議(即時抗告)申立書を提出したが、裁判長が審理を停止しなかったため、松下から第二次の忌避申立。この申立をするための発言権さえないとし、発言禁止と着席命令を出す裁判長に対する松下の第三次忌避申立や弁護人の意見も無視され、鈴木証言(この号八ページ参照)や、被告人質問や弁論もさせないまま次回判決の宣告がなされた瞬間、松下から「判決の不可能性、本件および関連する全裁判制度の解体」についての八逆判決宣言と共に、A三六七控訴審のために準備され、二・一〇に非存在した松下のためにおかれたピラ(註一)この号五ページ参照。なお、この段階で、根本氏は、このピラをうけとったり、松下へとどけることを拒否していた。法廷に散布した。札幌から巡礼してきている人々(註一)この号八ページ参照)の拍手に対し退廷命令が出、松下と警備員の身体的衝突のため、松下は傍聴席のいすにより足に負傷した。この瞬間に、松下への拘束と制裁がなかったのは、三・二四大阪での行為に告訴と起訴がなかったのと同様、司法権力の八〇闘争にまきこまれることへの恐怖を暗示している。同時に、この法廷が松下や鈴木、根本、岡山、れいのそれぞれが三・二四の法廷へも巡礼し、自他の関係性の深化に個別の意志をこえた位相でかかわっていく契機になっている点でも重要である。

なお、第一次忌避に対する却下後の異議(即時抗告)申立について、三・二四付で高裁第三刑事部が棄却決定。松下を含む仮装被告団は四・八付で大阪拘留所から特別抗告。四・二八付の棄却決定(第二小法廷)に対しては、特別抗告の表題なしに、四・八付の申立が、小法廷への審理関与忌避をしつつ、全ての経過と判例の根拠について大法廷での口頭弁論を要求している構成をあらためてのべ、四・八付の申立を受理し審理する公務を要請した。(五・一付)

四月八日(第三回公判)

松下が、三・二四以降、監置二〇日間の執行をうけているため、弁護人および八二・一七法廷の(共同訴訟)参加人(中尾、鈴木、清水、竹中、)から公判期日延期申請書を提出した。後者の用紙はn年前に松下未字によって準備されたもので、中尾、清水の署名等は仮装被告団性をもち、内容も、たんなる延期申請ではなく、小堀、鈴木の証言、二被告人の陳述、弁論を実現しようとする方向性を持ち、鈴木さんから提出された。具体的な忌避をこえる八〇闘争の総体的な威力が伝わったのか、裁判長も延期を認めた。

五月一三日(第四回公判)

三・二〇に八逆判決Vをおこなっている松下は、三・二四以降の全ての裁判過程には、権力の指定する時空間に受動的に出席するのではなく、全参加者の関係性を根底から包括的に展開させる媒介として応用した。そのため、五・一三についても、(卵)裁

判控訴審判決に關連する委託の宙吊り（註——五月三日の会通信第二四号三五ページ参照）を十年をこえて応用しつつ、一四・二八付で浜本さんを含む参加者へ提起した。浜本さんは、これに応える意志をもちつつも四・二八に大阪で拘束し監置されたが、拘留所内から山本光代さんへ提起し、その反応をふまえて山本さんや鈴木さんとの自主ゼミをへた竹中さんが、鈴木さんと自らのそれぞれ独自の位相の出廷を実現した。鈴木さんは、中尾名の忌避申立を開廷前に提出し、法廷で却下され、竹中さんは、中尾を含む仮装被告団として、この却下への異議と第二次忌避を法廷で提出し、却下後、第三次忌避をおこなったが、裁判長は判決を強行しようとした。この瞬間、まだ生まれていない子どもの方から白いおむつが、別方向からタンポポの綿毛と共にハンカチにくるまれた一五個の小石（註——子どもたちが遊びながら拾い集めたもので、数は大法廷の裁判官の数に対応する）が飛翔し、鈴木さんは退廷、竹中さんは拘束になった。（註——鈴木さんは、七年二月二六日、山本美恵さんの控訴審判決公判で（一卵）を媒介して拘束し監置一五日間の制裁をうけ、八二年二月二三日の松江地裁では発言禁止を媒介して浜本さんと共に監置三日間、その制裁法廷でライターを飛翔させて監置二〇日間の追加制裁をうけたことがある。一方、竹中さんは、八六年段階の大阪高裁の各公判は勿論、それまでの〇年間、拘束の可能性を何度もくりつつ、ふしぎに非拘束のままであった。この日はじめての拘束は、その意味からA三六七控訴審の公判における未確認飛行物体のワーブ性や七五年一〇月二七日の神戸地裁における森川判決公判に出現した八森川佳津子Vからの石つぶでの飛翔距離をも想起させる。）

五月二一日、松下 昇を含む仮装被告団から

上告申立書（註——全文）

昭和六〇年（一）第一七二〇号について、本年五月一三日に東京高裁第二刑事部が、

α 一審過程で明らかとなった矛盾点と問題点の追求を放棄したまま、

β 被告人らの必然的な審理要求を権力的に抑圧しつつ、

γ 裁判過程自体および、それを超える八V過程の渦の中で解

体した証拠として投げ出した
判決と称する疎外態表現に対して、上告を仮装する追撃戦を宣言する。申立理由（趣意）書は、弁護士選任の期間をへて提出する。（註——原表現への註として、三・二〇調書に書記官が詳細に記録している被告人の八逆判決V宣言こそ、この裁判過程の終局かつ立点であることを付記している。「弁護人の選任期間をへて」という記述のむこうには、弁護士や共同被告人との間で、それぞれ追求すべきテーマ群のあることが含まれている。なお、中尾さんは、控訴審以降の具体的なかわりを宙吊っていたが、松下らの提起により、五・二七に電報で高裁あてに上告の意志表示をした。）

六月二〇日 制裁に関する一六・六特別抗告棄却決定（第二小法廷）
昭和六一年秩（第五号）
一三日東京高裁拘束一号、東京拘留所監置二番」という申立人の自己表示は不適法としている。

竹中さんは、制裁々判において、公判段階で弁護人としての忌避を含む共闘をしなかった小野弁護士を、関係性の重力として共闘させるためにも、制裁法廷における立ち合いを要請したが、これは別の用件があるとの理由で出廷しなかった。裁判所は、弁護人なしで制裁々判を強行しようとしたが、被拘束者の必死の努力で、救援連絡センターを媒介して宮下弁護士が制裁法廷に到着し、竹中さんは、黙否のまま証拠調の必要証人として、天皇裕仁、制裁法廷の三裁判官、本案事件発生法廷の裁判長小堀の他に、松下未宇、清水、中尾、岡山、山本光代、鈴木、浜本、竹中、東アジア反日武装戦線の東拘在監の四人、札拘在監の一人、甲山事件の沢崎、高尾の各証言を要求した。この範囲の必然性は、これまでの八V（一）闘争の展開から明らかであるが、裁判長は、意見表明を含めて被拘束者の要求を全て認めず、監置五日間をい渡した。なお、制裁決定や調書は、現在まで未交付。五・二二付で五・一三（一七）付の異議申立に対しては、申立人が黙否していることを不適法として棄却決定（高裁第三刑事部）。また同部は、五・一六付で、中尾名の第一次忌避却下異議を棄却し、第三次忌避を却下する決定を出しているが、第二次忌避に対して決定を出しえず、その構成や深さに対応していない限界を示している。前記の二つの決定に対して一六・二付で、特別抗告したが、それぞれ六・二七付で棄却。

五月一三日にもどると、鈴木さんは、この日の経過を、出廷しなかった中尾さんに伝えにいく途中で予定より二週間早い陣痛が始まり、横須賀市内の病院に緊急に入院し、五・一四の早朝に男の子を出産した。

六月二八日、再審と第二小法廷への忌避申立。

七月一日、前述の決定や、松下の三・二〇に対して審理なしの却下決定してきた第二小法廷が上告を担当する根拠がないとして松下を含む仮装被告団から忌避を申し立てている。

人事院審理再開請求（第一次訴訟）

上告棄却判決（昭和六〇年二月一七日、第三小法廷、同年行ッ第一一三号）以後の経過は、

一二月二二日、異議し忌避申立書。

昭和六一年二月二七日 却下決定（第三小法廷）更に不服を申し立てることは許されないとする。

三月四日、申立書。一二・一七判決（高裁と最高裁）の内容的なら可能性と、後者が忌避への決定なしに出されていることの批判。

三月二七日 再審却下決定（第三小法廷）再審事由なしとする。

四月八日、大阪拘留所から全裁判過程の再審位相での特別抗告申立書。

なお、この事件の二審一八四・一二・一七を媒介する制裁と忌避の特別抗告の行方を、第八二V号九十ページに連続して記すと、忌避について
一九八五年五月二三日付の（本質的には最初の）特別抗告に対

して

昭和六〇年一〇月一八日 再度の不服申立であるとして却下決定
(第二小法廷)

一〇月二二日 高裁への忌避申立以降の処置の仕方の再審を求めている内容に答ええないで形式的に却下する構造への特別抗告申立。また、小法廷による審理への忌避を併合して記さず、別の独立した申し立てとして同じ日付で提出している。

これに答ええない第二小法廷が、関連する刑事事件の上告審を担当することが判明した翌八六年六月末に、上告審関与への忌避申立理由として、この経過を交差させている。(この号三四ページ参照)

制裁について

一九八五年二月一八日 大阪拘置所から提出した第四次の特別抗告申立に対して

昭和六〇年一二月一九日 年末の仕事おさめの焦りを他の同一日付の決定群と共に感じさせつつ却下決定(第一小法廷)

一九八六年一月一四日 A三六七公判αの項のn次の特別抗告の方法とは対極にある方法で、これまでの全ての審理過程の問題点を(何よりも申立主体にとっての)くくりかえしV荒廃を拒否するためにも)包括的にとらえかえし、最高裁自体の却下のくりかえし荒廃の根源を批判している。

人事院判定取消請求 (第一次訴訟)

前号一四ページに連続する経過として、昭和五七年行ウ第四三号、

の政治的な策動、同じ質での河村処分への進行について、立場上は体制的であるにもかかわらず、かなり客観的な証言をした。このあと、さらに控訴人側から、当時の教職員組合書記長(浅井)、労働法専攻の中央大学教授(横井)、さらに方向性として岡本と三好のキューバ策動に関連して竹中、大学闘争と処分に関連して松下の証人申請が可能であり、はじめの二人は代理人弁護士から申請されていたのであるが、これらは採用されず、次回八月一四日に本人尋問がおこなわれることになった。

第一〇回公判に出廷した竹中さんは、閉廷後に参加者へ三月段階の大阪高裁公判のテーマ(参加の方法、制裁過程の現況)を伝えつつ話し合い、その後も松下から、裁判過程の原点を問いかえす全被処分者会議の提起(内容は前号一六ページの記述をさらに深化させたもので、東京周辺のみならず、一六九一年にかかわる全被処分者について持続的におこなう必要があると考えている。)がなされている。

処分を媒介する裁判過程への註

本来は、徳島大の山本、浜本A処分Vや、岡山大の坂本氏の懲戒や、生保にかかわるA処分Vないし関連テーマ(特に前項最後に記したこと)およびA三六七の系列で記した根本氏に対する休職処分人事院審理への試みと共に把握されるべきである。次号を含むより広い場で展開していきたい。

同五九年一三九号(参加申立)事件を担当する東京地裁第一九民事部に対する(共同訴訟)参加人(清水、竹中、)の忌避申立については、本来の忌避についての特別抗告(a)より前に、(a)を担当した高裁第二民事部に対する忌避系列の特別抗告についての判断が前提であり、特別抗告申立理由書も(b)について一八六・二・一二(忌避制度の空洞化を制裁制度との関連で批判)、(a)について一八六・四・一(前述の点および関連事件の具体的な内容を展開しつつ本質的審理を要求)で提出された。しかし最高裁は(b)に答えず、(a)についてのみ五月二六日付で、民法四一九条ノ二所定の場合に当たらないとする超憲法性で却下(第一小法廷)し、これに対応して、東京地裁は一年以上も宙吊られてきた判決言渡を七月一七日に設定してきた。

国家賠償請求 (第二次訴訟)

第二次訴訟との分断をもたらすためか、前号一四ページの状態でまま裁判所は期日設定を放置している。

河村公判と関連するテーマ

東京高裁第三六民事部に係属している昭和五八年(ネ)第三一九六号事件については、公判の日付として記すと

一九八六年四月二四日(第一〇回)

岡本 正の前に学長であった大道寺証人が、岡本の登場する経過

神戸大学闘争を媒介する 裁判過程

前号以降の基本的な経過のみを記しておく。

昭和六一年一月八日付で、国選弁護人を小野正典弁護士とし、上告趣旨書提出期限を五月一〇日とする通知（第一小法廷）。

二月一七日 弁護人および被告人が最高裁へ行き、記録のうちとくに多数の写真のうち謄写分によっては不鮮明なものと、裁判所による記録総体の構成方法を確認。

三月二四日から天満警察署へ大阪拘留所に監置され、四月一三日の釈放直後の令状逮捕へ長期勾留も予想されたので、獄外の共闘者を通じて四月上旬に小野弁護人から最高裁に趣意書提出期限の延期を申請してもらおうとしたが、弁護人の拒否により宙吊り。これは五・一三の経過（註——この号三三ページ参照）と共に、批判すべきテーマの一つである。しかし、獄中で殆ど手許に記録なしに構想する場合の視点を、制約を転倒しつつ獲得しはじめ、令状逮捕へが粉碎され、へ外Vでの構想へ作成が可能になった段階の視点との複合へ複素数化に応用することができた。

五月八日の弁護人とのうち合せて、被告人から、控訴審で主張し、審理されていないテーマ群の上告審への提起を、安保闘争や大学闘争に関する公判で示されたテーマを包括し、越えていく視点から

おこなってほしいとのべたが、見解のちがいは、それぞれ次のような内容のものになっている。

上告趣意書（弁護人——要旨）

第一 判例および採証法または経験則違反

一 対立当事者の供述の評価

1 四・八逮捕後、時間を逆行しておこなわれた供述の政治性

2 大学側証人の信用性欠如

二 原判決の誤りと判例違反

1 学生に対するより厳しい態度を大学側が身分上同一の立場にある被告人にとつた意味。

2 第一小法廷、昭和五六年一〇月二九日判決（判例時報一〇三五号一四一頁）は、国鉄動労と鉄労の対立関係の中での証言の評価について、事実の誇張や対立者への名指しの犯罪的呼ばわりはありえない、とした二審判決を批判して、慎重な判断を要求している。しかし、本件の原判決は、これに反している。

第二 事実誤認および法令違反

（六個の事件について、控訴審で判断されなかった点や、新たに考察し発見した点をいくつか提起し、職業的には一応の良心的な作業といえるが、問題は八事実性Vを現在へ未来形でとらえる方法的根拠である。——被告人の批判的註）

上告申立趣意書（被告人）

（弁護人によって被告人の提起にもかかわらず採用されなかったテ

ーマのみを記すと次のようになる。）

（一） 公訴棄却を主張する十数年の過程。大学闘争の本質。

（二） 最高裁判例（水俣病や制秩法）のかすかな揺らぎを拡大させる方向。戦後の全司法構造の批判。

（三） 併合の必然（松下に関する全事件）。その永続性。

（四） 大学による証拠の留置の現在の意味。

（五） 一と二審が被告人の主張を審理しえないままの問題群と情動的位相。

（六） これらをふまえて一と二審判決の各事実性把握の誤り。

弁護人の趣意書との決定的な差異は明白であろう。さらに重要なのは、被告人は、現在の一と二と三審の裁判制度によるへ神戸V大学闘争の審理不可能性を、前記のテーマ群審理の前提として提起していることである。部分的に引用すると、申立人が

「α——二審判決の無罪部分を含め、全ての事実について有罪を証明する証拠を提出し、証言する。

β——公訴されていないが、密接に関連する事実について公訴を自明として証拠を提出し、証言する。

γ——申立人の法的利益など問題ではなく、全ての人にとっての真実の追求、申立人の責任の対象化が必要である。

と主張した場合、この主張に対し、最高裁は口頭弁論を開くであろうか。できなければ解体をさらすことになる。（…）

（申立人は）審問状況を創出し、参加しつつ、あらゆる幻想性構造の関係性の基底を変革しようと試みている。あえていえば、これが最大のへ罪Vであり、裁けるなら、これをこそ裁くべきである。」

前記と同一日付のへ五・一〇へ付で、松下を含む仮装被告団から、上告審理の前提に関する申立書。ここでは、趣意書で示唆している審問法廷へ最高裁の参加要請をしており、一ヵ月以内に応答がない場合の忌避を予告している。

へ六月一日へ 忌避申立書。

六月一九日 却下決定（第一小法廷へ高島、谷口、角田、大内、佐藤）。訴訟を遅延させる目的のみでされたことが明らか、とする。

へ六月二二日へ 異議へ申立書

前記決定の立証なき理由づけを批判しつつ、もし例外的に、最高裁が、カフカの「訴訟」に関するドゥルーズとガタリの批評をよんでいて、訴訟の三つのケース（①決定的な無罪 ②外見上の無罪 ③無期限の引き延ばし）の分析を、現況で最もよく生き、かつ、生かしているのが申立人であると批判しているのであれば、少し話はずちがってくるが…と審問の場合の風穴をあけている。

七月一日 何かに焦ったのか早々と棄却決定（第一小法廷）。不服は申し立てられない、とする。

へ七月四日へ 求釈明かつ再審の申立。

六・一九却下と七・一棄却の語法的矛盾から、全申立への対処の矛盾を開示しつつ、全決定を転倒している。もはや、決定など無効な審問法廷へ出立しつつ。

訂 正

(★印は刊行前の校正ミスに刊行後気付いたことを、★印は刊行後に訂正ないし追加したことを示す。)

第八二二▽号

七ページ上段右から一六行目 「いないは」↓「いないのは」(★)
一九ページ下段左から九行目 「おこなわる」↓「おこなわれる」(★)

二六ページ下段左から七行目 「*β*、*r*」↓「*β*、*a*」(★)

第八一四▽号

六ページ上段本文右から二行目 「主要な記録等」の次に「(提出表現群が裁判所によって、どのように受理し再構成されているかを把握するため)、およびそれら」を加える。(★)

九ページ上段右から六行目 「実例」↓「実刑」(★)

一〇ページ下段右から一行目 「一一・二五付」↓「一一・二九付」(★)

一一ページ上段左から九行目 「松下の入廷」↓「全員着席後の松下の最後の入廷」(★)

一二ページ上段右から一行目 「()」の中のはじめに「註——」を入れる。(★)

二〇ページ上段右から五行目 「送達」の前に「却下決定の」を加える。(★)

上段右から一三行目 「審議機構」↓「審理機構」(★)

二一ページ上段左から一行目 「応して」↓「応用して」(★)

二二ページ下段左から五行目と六行目の間を一行分あける。(★)

下段左から三行目 「これは」をとる。(★)

二三ページ上段右から七行目 「第六三〇号」↓「第六三三号」(★)

上段左から八行目 ☆を★にする。(★)

上段左から七行目 「第五民事部」と「宮地」の間に「・」を入れる。(★)

二七ページ上段右から六行目 「二三節」↓「二四節」(★)

上段右から八行目 「第二次」↓「前項」(★)

上段右から一一・一二行目 「原告」(三個所)↓「被告」(★)

三一ページ上段本文右から二行目 「前号」↓「第八二二▽号」(★)

三二ページ下段右から六行目 「一一・一三」↓「一二・一三」(★)

(★)

三六ページ下段左から三行目 「笠井」の次に(★)を入れる。

～ 8.1 ～ 47 の提起に 応之 下 2 7 応之 下

下 3 方 2 ～ 86.8.23 ～

時 の 櫻 通 信 才 < 0 > 号 ～ 才 < 15 > 号 小 5 2 2 パ ヲ

時 の 櫻 (< > 語 に 関 する 資料 集) の 総 体 を 扱 いた ため

5 1 1 付 録 2 入 手 し 自 己 の 趣 意 に < 時 限 爆 弾 > と して

設 置 し 下 2 7 へ 送 付 した

< 1 > 枚 の 本 の 等 (額 外 仕 意 2 号) と 互 に 申 し 込 ん だ

下 2 7 へ 寄 附 した 印刷 物 5 冊 の 印刷 費 増 加 手 取 (9

背 後 に 有 る 情 況 性) に 対 し 止 環 し て いく ため に 主

に 通 信 の 原 則 と して 相 互 の 心 意 的 な 交 渉 の 場

を 提 示 し たい こと と して 互 に 互 の 読 者 諸 君 の

こ ゝ へ 入 手 過 程 の 初 級 化 を 求 め たい こと と して 下 2 7

に 送 付 した こと と して 互 に 互 の 意 見 を 互 同 の

出 行 手 取 2 冊 と して

連絡 是 の < 1 > へ

神 戶 市 灘 区 赤 松 町 1-1 松 下 昇

時 の 櫻 通 信 の 読 者 の 方 々 へ ～ 86.8.1 ～

～ 14 ～

～ < 1 > の 困 難 2 7 才 < 15 > 号 へ 出 現 した

あり ます (才 < 0 > 号)

1. 扱 いた 才 < 15 > 号 下 編 集 ～ 発 行 した こと と して

下 2 7 へ 送 付 した (下 2 7 へ 送 付 した こと と して

精 神 内 容 を 扱 いた こと と して 送 付 した こと と して

送 付 した こと と して 才 < 15 > 号 下 編 集 ～ 送 付 した こと と して

2. 前 項 の 提 題 に 疑 問 を 含 ん だ こと と して 互 に 互 の

こ ゝ へ 入 手 過 程 の 初 級 化 を 求 め たい こと と して

下 2 7 へ 送 付 した こと と して 互 に 互 の 意 見 を 互 同 の

出 行 手 取 2 冊 と して

私 たち の 表 現 過 程 の 批 判 的 止 環 の 必 要

(整 理 ～ 提 題 を 不 可 能 に せ たい こと と して 送 付 した こと と して)

* 2 時 の 櫻 通 信 の 出 行 手 取 2 冊

～ 下 2 7 へ 送 付 した こと と して 互 に 互 の 意 見 を 互 同 の

出 行 手 取 2 冊 と して

* 2 時 の 櫻 通 信 の 出 行 手 取 2 冊